

日本歯科大学東京短期大学 自己点検・評価報告書

令和 7 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	
1. 自己点検・評価の基礎資料	1
2. 自己点検・評価の組織と活動	15
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	19
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	19
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	23
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	27
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	30
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	30
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	45
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	60
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	60
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	67
研究業績	80

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

日本歯科大学は、わが国最初の正規の歯科教育機関として明治40（1907）年中原市五郎によって共立歯科医学校として創立された。その後、昭和26（1951）年に学校法人日本歯科大学となり、昭和27（1952）年に新制日本歯科大学となった。昭和47（1972）年に新潟歯学部を設置、昭和56（1981）年に新潟歯学部附属医科病院を附設した。平成元（1989）年に新潟歯学部に日本で唯一の医の博物館を附設し、現在に至っている。

平成18（2006）年に日本歯科大学創立100周年を迎え、学部の名称を生命歯学部・新潟生命歯学部に変更、同時に附属病院・附属医科病院の名称を日本歯科大学新潟病院・日本歯科大学医科病院と改称した。

その他の教育機関としては、昭和43（1968）年に附属日本歯科技工専門学校を附設し、その後、昭和46（1971）年に附属歯科専門学校と改称し歯科衛生士科を増設した。また、新潟歯学部には昭和58（1983）年に附属新潟専門学校を附設し、その後、昭和62（1987）年に日本歯科大学新潟短期大学を設置した。そして、平成17（2005）年に日本歯科大学東京短期大学を設置した。

表-1 日本歯科大学の沿革

年	月	
明治40年（1907）	6	中原市五郎、私立共立歯科医学校を創立
40年（1907）	7	原田朴哉、校長に就任
42年（1909）	6	私立日本歯科医学校と改称
42年（1909）	8	私立日本歯科医学専門学校に昇格
44年（1911）	2	中原市五郎、校長に就任
大正 8年（1919）	12	財団法人日本歯科医学専門学校となる
8年（1919）	12	中原市五郎、理事長に就任
昭和11年（1936）	9	加藤清治、校長に就任
16年（1941）	3	中原 實、理事長に就任
22年（1947）	6	日本歯科大学（旧制）に昇格、大学予科を開設
23年（1948）	1	中原 實、学長に就任
26年（1951）	2	学校法人日本歯科大学となる
27年（1952）	4	日本歯科大学（新制）となる
30年（1955）	4	大学予科を廃止し、歯学部進学課程を設置
35年（1960）	4	大学院歯学研究科（博士課程）を設置
43年（1968）	4	附属日本歯科技工専門学校（歯科技工士科）を附設
46年（1971）	4	附属歯科専門学校と改称
46年（1971）	4	附属歯科専門学校に歯科衛生士科を増設

47年（1972）	4	新潟歯学部を設置
56年（1981）	4	中原 爽、学長に就任
56年（1981）	6	新潟歯学部附属医科病院を附設
58年（1983）	4	附属新潟専門学校（歯科衛生士科）を附設
59年（1984）	8	中原 爽、理事長に就任
62年（1987）	4	日本歯科大学新潟短期大学（歯科衛生学科）を設置
平成元年（1989）	9	日本歯科大学新潟歯学部医の博物館を附設
2年（1990）	4	大学院新潟歯学研究科（博士課程）を増設
3年（1991）	4	中原 泉、学長に就任
7年（1995）	6	佐藤 亨、学長に就任
12年（2000）	4	中原 泉、学長に就任
12年（2000）	7	中原 泉、理事長に就任
14年（2002）	4	日本歯科大学新潟短期大学を3年制に移行
17年（2005）	4	日本歯科大学東京短期大学を設置
18年（2006）	4	日本歯科大学歯学部を日本歯科大学生命歯学部へ改称
18年（2006）	4	日本歯科大学新潟歯学部を日本歯科大学新潟生命歯学部へ改称
24年（2012）	10	日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニックを設置
令和2年（2020）	4	藤井一維、学長に就任
3年（2021）	10	日本歯科大学新潟病院と日本歯科大学医科病院の統合

＜短期大学の沿革＞

日本歯科大学東京短期大学の母体である日本歯科大学は、明治 40（1907）年に創設され、これまで 2 万余名に近い歯科医師を世に送り出している。昭和 43（1968）年、本学の前身である日本歯科大学附属日本歯科技工専門学校は開校し、歯科医師とともに歯科医療の臨床に携わる医療従事者としての歯科技工士と歯科衛生士の養成を目的として、40 年以上、教育の実績を積み重ねてきた。近年、わが国の高齢化、高学歴化という社会環境の変化に加え、チーム医療をより重視した歯科医療の構造変化に対応すべく、幅広い人間性、豊かな見識および専門性の高い技術を習得した医療人の養成を求められるようになってきている。そこで、平成 17（2005）年に日本歯科大学附属歯科専門学校を基盤とした日本歯科大学東京短期大学を新たに設置し、社会の要請に応える歯科技工士と歯科衛生士の養成に当たることとした。さらに、専攻科では、資格試験合格後、高度な技術の修得を希望する人のために、専攻科歯科技工学専攻 2 年課程、専攻科総合技工学専攻 2 年課程、専攻科歯科衛生学専攻 1 年課程および専攻科口腔リハビリテーション学専攻 1 年課程を設置し、教育環境の整備を行った。

表-2 日本歯科大学東京短期大学の沿革

年	月	
昭和 43 年 (1968)	4	日本歯科大学附属日本歯科技工専門学校を東京都葛飾区金町に設置、中原 實、校長に就任
43 年 (1968)	6	校舎を千代田区富士見に移転
45 年 (1970)	4	歯科技工士専攻科を附置
46 年 (1971)	4	日本歯科大学附属歯科専門学校(歯科技工士科)と改称
46 年 (1971)	4	日本歯科大学附属歯科専門学校に歯科衛生士科を増設
47 年 (1972)	4	日本歯科大学附属歯科専門学校、各種学校となる
52 年 (1977)	4	日本歯科大学附属歯科専門学校、専修学校となる
平成 17 年 (2005)	4	日本歯科大学東京短期大学（歯科技工学科：2 年制、歯科衛生学科：3 年制）を設置
17 年 (2005)	4	古屋英毅、学長に就任
18 年 (2006)	4	専攻科歯科技工学専攻（2 年制）を設置
18 年 (2006)	12	小口春久、学長に就任
21 年 (2009)	4	大学評価・学位授与機構認定専攻科（専攻科歯科衛生学専攻(1 年制)）を設置
24 年 (2012)	4	専攻科歯科技工学専攻を専攻科総合技工学専攻と改称
24 年 (2012)	4	大学評価・学位授与機構認定専攻科（専攻科歯科技工学専攻(2 年制)）を設置
25 年 (2013)	4	専攻科口腔リハビリテーション学専攻（1 年制）を設置
29 年 (2017)	4	奈良陽一郎、学長に就任
令和 3 年 (2021)	4	小林隆太郎、学長に就任
令和 7 年 (2021)	4	新校舎(新宿区筑土八幡町)に移転 俣木志朗、学長に就任

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和7年5月1日現在

(人)

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
日本歯科大学生命歯学部 (生命歯学科)	東京都千代田区富士見1-9-20	160 [128]	960 [768]	805
日本歯科大学大学院 生命歯学研究科	東京都千代田区富士見1-9-20	18	72	38
日本歯科大学東京短期大学 歯科技工学科 歯科衛生学科	東京都新宿区筑土八幡町2-3	20 80	55 ^{※1} 220 ^{※2}	30 202
日本歯科大学東京短期大学 専攻科 歯科技工学専攻 歯科衛生学専攻	東京都新宿区筑土八幡町2-3	5 10	10 10	6 8
日本歯科大学新潟生命歯学部 (生命歯学科)	新潟県新潟市中央区浜浦町1-8	120 [80]	720 [440] ^{※3}	368
日本歯科大学大学院 新潟生命歯学研究科	新潟県新潟市中央区浜浦町1-8	18	72	30
日本歯科大学新潟短期大学 歯科衛生学科 歯科技工学科	新潟県新潟市中央区浜浦町1-8	50 20	150 40	157 5
日本歯科大学新潟短期大学 専攻科 歯科衛生学専攻 在宅歯科医療学専攻 がん関連口腔ケア学専攻	新潟県新潟市中央区浜浦町1-8	5 3 3	5 3 3	6 0 0

[] 内は生命歯学部・新潟生命歯学部の募集人数を示す。

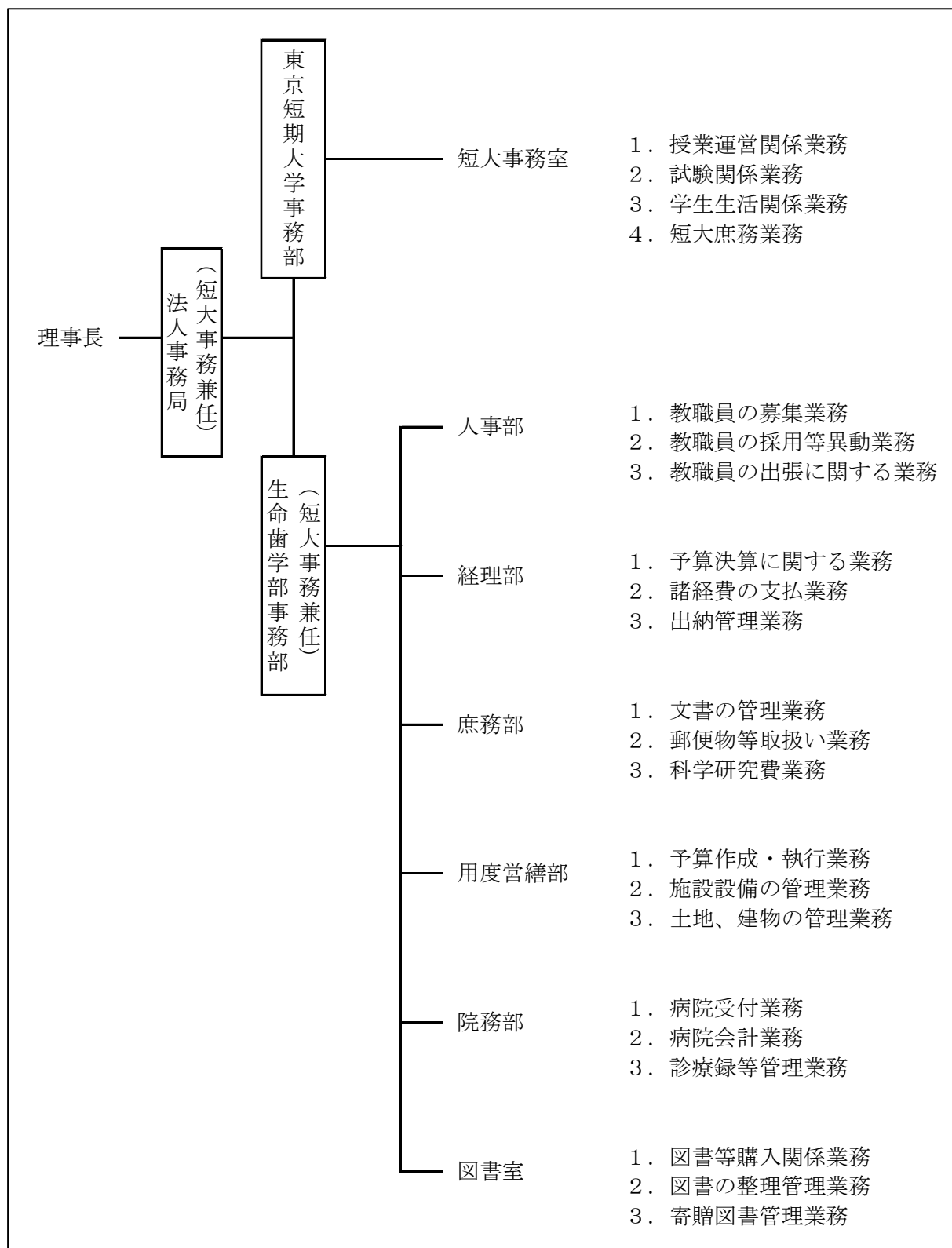
【収容定員（募集人員）の補足事項】

- ※1 東京短期大学 歯科技工学科：令和6年度まで35名、令和7年度より20名。
- ※2 東京短期大学 歯科衛生学科：令和5年度まで70名、令和6年度より80名。
- ※3 新潟生命歯学部（[] 内）：令和5年度まで70名、令和6年度より80名。

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■ 組織図

■ 令和 7 年 5 月 1 日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

令和 7 年 5 月 1 日現在、東京都の人口は 14,254,039 人であり、新宿区の人口は 352,717 人である。東京都 23 区の中では 13 番目の面積（18.22 km²）の大きさです。

本学は、東京都新宿区筑土八幡町に位置し、JR・東京メトロ・都営地下鉄が乗り入れる飯田橋駅から徒歩圏内という交通至便な環境にあり、周辺には多くの大学や専門学校、教育機関が集積しており、都心でありながら落ち着いた学修環境が形成されている。また、神楽坂や九段下エリアにも近く、歴史や文化に触れる機会にも恵まれている。都内各地からのアクセスが良好であり、学生は学業に加え、地域社会との交流や多様な文化活動に親しみながら充実した学生生活を送ることができる立地環境にある。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

歯科技工学科

地域	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
	10	100%	15	100%	14	100%	15	100%	18	100%
北海道		0%		0%		0%	1	7%		0%
青森県		0%		0%		0%		0%		0%
岩手県		0%		0%		0%		0%		0%
宮城県		0%		0%		0%	1	7%		0%
秋田県		0%		0%		0%		0%		0%
山形県		0%		0%		0%		0%		0%
福島県		0%		0%		0%		0%		0%
茨城県		0%	1	7%		0%	1	7%	3	17%
栃木県		0%		0%		0%		0%		0%
群馬県		0%		0%		0%		0%	1	6%
埼玉県	1	10%	3	20%	3	21%	6	40%	3	17%
千葉県	3	30%	2	13%	5	36%	2	13%	3	17%
東京都	5	50%	5	33%	4	29%	1	7%	4	22%
神奈川県		0%		0%	2	14%	2	13%	1	6%
新潟県		0%	1	7%		0%		0%		0%
富山県		0%		0%		0%		0%		0%
石川県		0%		0%		0%		0%		0%
福井県		0%		0%		0%		0%		0%
山梨県		0%	1	7%		0%		0%	1	6%
長野県		0%		0%		0%		0%		0%
岐阜県		0%		0%		0%		0%		0%
静岡県		0%		0%		0%		0%		0%
愛知県		0%		0%		0%	1	7%		0%
三重県		0%		0%		0%		0%		0%
滋賀県		0%		0%		0%		0%		0%
京都府		0%		0%		0%		0%		0%
大阪府		0%		0%		0%		0%		100%
兵庫県		0%		0%		0%		0%		0%
奈良県		0%		0%		0%		0%		0%
和歌山県		0%		0%		0%		0%		0%
鳥取県		0%		0%		0%		0%		0%
島根県		0%		0%		0%		0%		0%
岡山県		0%		0%		0%		0%		0%
広島県	1	10%		0%		0%		0%		0%
山口県		0%		0%		0%		0%		0%
徳島県		0%		0%		0%		0%		0%
香川県		0%		0%		0%		0%		0%
愛媛県		0%		0%		0%		0%		0%
高知県		0%		0%		0%		0%		0%
福岡県		0%	1	7%		0%		0%		0%
佐賀県		0%		0%		0%		0%		0%
長崎県		0%		0%		0%		0%		0%
熊本県		0%		0%		0%		0%		0%
大分県		0%		0%		0%		0%		0%
宮崎県		0%		0%		0%		0%		0%
鹿児島県		0%	1	7%		0%		0%	1	6%
沖縄県		0%		0%		0%		0%	1	0%
その他(外国卒・検定等)		0%		0%		0%		0%		0%

歯科衛生学科

地域	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
	70	100%	56	100%	64	100%	76	100%	71	100%
北海道		0%	1	2%	1	2%	1	1%		0%
青森県		0%		0%		0%		0%		0%
岩手県		0%		0%	1	2%		0%	1	1%
宮城県		0%		0%		0%		0%		0%
秋田県		0%	2	4%		0%		0%		0%
山形県		0%	1	2%		0%		0%		0%
福島県		0%		0%		0%		0%	1	1%
茨城県	1	1%	2	4%	3	5%	2	3%	3	4%
栃木県		0%	2	4%	2	3%	2	3%		0%
群馬県	1	1%	1	2%		0%		0%	2	3%
埼玉県	11	16%	2	4%	11	17%	1	1%	16	23%
千葉県	16	23%	1	2%	1	2%	16	21%	11	15%
東京都	31	44%	23	41%	22	34%	3	4%	22	31%
神奈川県	4	6%	8	14%	7	11%	7	9%	7	10%
新潟県	2	3%	1	2%		0%		0%		0%
富山県	1	1%		0%		0%		0%	1	1%
石川県		0%		0%		0%		0%		0%
福井県		0%		0%		0%		0%		0%
山梨県		0%	1	2%	2	3%	1	1%		0%
長野県	1	1%	1	2%		0%	3	4%	1	1%
岐阜県		0%		0%		0%		0%		0%
静岡県	2	3%	1	2%	2	3%		0%	2	3%
愛知県		0%		0%		0%		0%	1	1%
三重県		0%		0%		0%		0%		0%
滋賀県		0%		0%		0%		0%		0%
京都府		0%		0%		0%		0%		0%
大阪府		0%		0%	1	2%	1	1%		0%
兵庫県		0%		0%		0%		0%		0%
奈良県		0%		0%		0%		0%		0%
和歌山県		0%		0%		0%		0%		0%
鳥取県		0%		0%		0%	1	1%		0%
島根県		0%		0%		0%		0%		0%
岡山県		0%		0%		0%		0%		0%
広島県		0%		0%		0%	1	1%		0%
山口県		0%		0%		0%		0%		0%
徳島県		0%		0%		0%	1	1%		0%
香川県		0%		0%		0%		0%		0%
愛媛県		0%		0%		0%		0%		0%
高知県		0%		0%		0%		0%		0%
福岡県		0%		0%		0%		0%	1	1%
佐賀県		0%		0%		0%		0%		0%
長崎県		0%		0%		0%		0%		0%
熊本県		0%		0%		0%		0%		0%
大分県		0%		0%		0%		0%		0%
宮崎県		0%		0%		0%		0%		0%
鹿児島県		0%		0%		0%		0%		0%
沖縄県		0%		0%		0%		0%	2	3%
その他(外国卒・検定等)		0%		0%	2	3%		0%		0%

専攻科歯科技工学専攻

地域	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
	2	100%	3	100%	3	100%	6	100%		
北海道		0%		0%		0%		0%	募集停止	
青森県		0%		0%		0%		0%		
岩手県		0%		0%		0%		0%		
宮城県		0%		0%		0%		0%		
秋田県		0%		0%		0%		0%		
山形県		0%		0%		0%		0%		
福島県		0%		0%		0%		0%		
茨城県		0%		0%		0%		0%		
栃木県		0%		0%		0%		0%		
群馬県		0%		0%		0%		0%		
埼玉県		0%		0%	1	33%	2	33%		
千葉県	2	100%		0%	2	67%	1	17%		
東京都		0%	3	100%		0%	3	50%		
神奈川県		0%		0%		0%		0%		
新潟県		0%		0%		0%		0%		
富山県		0%		0%		0%		0%		
石川県		0%		0%		0%		0%		
福井県		0%		0%		0%		0%		
山梨県		0%		0%		0%		0%		
長野県		0%		0%		0%		0%		
岐阜県		0%		0%		0%		0%		
静岡県		0%		0%		0%		0%		
愛知県		0%		0%		0%		0%		
三重県		0%		0%		0%		0%		
滋賀県		0%		0%		0%		0%		
京都府		0%		0%		0%		0%		
大阪府		0%		0%		0%		0%		
兵庫県		0%		0%		0%		0%		
奈良県		0%		0%		0%		0%		
和歌山県		0%		0%		0%		0%		
鳥取県		0%		0%		0%		0%		
島根県		0%		0%		0%		0%		
岡山県		0%		0%		0%		0%		
広島県		0%		0%		0%		0%		
山口県		0%		0%		0%		0%		
徳島県		0%		0%		0%		0%		
香川県		0%		0%		0%		0%		
愛媛県		0%		0%		0%		0%		
高知県		0%		0%		0%		0%		
福岡県		0%		0%		0%		0%		
佐賀県		0%		0%		0%		0%		
長崎県		0%		0%		0%		0%		
熊本県		0%		0%		0%		0%		
大分県		0%		0%		0%		0%		
宮崎県		0%		0%		0%		0%		
鹿児島県		0%		0%		0%		0%		
沖縄県		0%		0%		0%		0%		
その他(外国卒・検定等)		0%		0%		0%		0%		

専攻科歯科衛生学専攻

地域	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
	10	100%	10	100%	8	100%	10	100%	8	100%
北海道		0%		0%		0%		0%		0%
青森県		0%		0%		0%		0%		0%
岩手県		0%		0%		0%		0%		0%
宮城県		0%		0%		0%		0%		0%
秋田県		0%		0%		0%		0%		0%
山形県		0%		0%		0%		0%		0%
福島県		0%		0%		0%		0%		0%
茨城県		0%		0%		0%		0%		0%
栃木県		0%	1	10%		0%		0%	1	13%
群馬県		0%	1	10%	1	13%		0%		0%
埼玉県	3	30%	1	10%		0%		0%		0%
千葉県	2	20%	1	10%	1	13%	4	40%	1	13%
東京都	4	40%	5	50%	6	75%	5	50%	4	50%
神奈川県	1	10%	1	10%		0%	1	10%	2	25%
新潟県		0%		0%		0%		0%		0%
富山県		0%		0%		0%		0%		0%
石川県		0%		0%		0%		0%		0%
福井県		0%		0%		0%		0%		0%
山梨県		0%		0%		0%		0%		0%
長野県		0%		0%		0%		0%		0%
岐阜県		0%		0%		0%		0%		0%
静岡県		0%		0%		0%		0%		0%
愛知県		0%		0%		0%		0%		0%
三重県		0%		0%		0%		0%		0%
滋賀県		0%		0%		0%		0%		0%
京都府		0%		0%		0%		0%		0%
大阪府		0%		0%		0%		0%		0%
兵庫県		0%		0%		0%		0%		0%
奈良県		0%		0%		0%		0%		0%
和歌山県		0%		0%		0%		0%		0%
鳥取県		0%		0%		0%		0%		0%
島根県		0%		0%		0%		0%		0%
岡山県		0%		0%		0%		0%		0%
広島県		0%		0%		0%		0%		0%
山口県		0%		0%		0%		0%		0%
徳島県		0%		0%		0%		0%		0%
香川県		0%		0%		0%		0%		0%
愛媛県		0%		0%		0%		0%		0%
高知県		0%		0%		0%		0%		0%
福岡県		0%		0%		0%		0%		0%
佐賀県		0%		0%		0%		0%		0%
長崎県		0%		0%		0%		0%		0%
熊本県		0%		0%		0%		0%		0%
大分県		0%		0%		0%		0%		0%
宮崎県		0%		0%		0%		0%		0%
鹿児島県		0%		0%		0%		0%		0%
沖縄県		0%		0%		0%		0%		0%
その他(外国卒・検定等)		0%		0%		0%		0%		0%

■ 地域社会のニーズ

短期大学の使命の一つに地域社会への貢献が挙げられる。歯科医療を担う本学として、地域社会と連携を持つことの重要性を認識し、歯科医療、歯科疾患予防分野での国民の健康増進を目的として社会貢献を行うことと、後進を育成することを視野に入れて、社会的活動に積極的に取り組んできた。主な活動内容を下記に記す。

1) ボランティア教育の一環として、地域社会に貢献すべく、千代田区内の小学校、文京区内の中学校および台東区内の特別養護老人ホーム・デイサービス事業などに、教員と学生がチームを組んで参加し、口腔衛生普及活動と口腔ケアの分野で貢献している。日本歯科大学生命歯学部と合同で行う文化祭（富士見祭）では、無料歯科検診・無料歯科医療相談チームの一員として積極的に活動し、地域住民の歯の健康維持と身体への健康増進の一翼を担っている。なお令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、特別養護老人ホーム・デイサービス事業および文化祭での活動は中止した。

2) 本学主催の公開講座では、ホームページで広く周知し、歯科に関する啓蒙活動を積極的に行っている。

3) 歯科医療の将来を担う後進の育成について考えることも、社会的活動の重要な一つと考えている。オープンキャンパスなどの機会を活用して、歯科技工学科では、歯列模型マグネットの製作、歯型の携帯ストラップの製作など、歯科衛生学科では、感染予防対策、手指消毒、ユニットの取り扱い方などを実施した。また、専攻科歯科衛生学専攻では、近隣の和洋九段女子中学校高等学校の希望する生徒と引率養護教諭を対象に、感染予防に関する体験学習を行っている。

口腔の健康と全身の健康との関連が明らかとなり、歯科保健の重要性が増している現在、本学は、今後も歯科保健活動を通して、地域住民の健康の維持・増進に積極的に寄与していきたいと考えている。

■ 地域社会の産業の状況

新宿区は東京都のほぼ中央部に位置し、行政、商業、業務、教育及び医療機能が高度に集積する国内有数の都市拠点として発展している。区内には JR 各線、東京メトロ、都営地下鉄及び私鉄各線が乗り入れ、新宿駅をはじめとする主要ターミナル駅を中心に広域交通ネットワークが形成されている。この優れた交通利便性は、企業活動や地域経済の発展を支えるとともに、通勤・通学者や国内外からの来訪者の円滑な移動を可能としている。また、新宿区には多くの企業や商業施設に加え、大学、専門学校、研究機関及び医療機関が集積しており、教育・研究活動が活発に行われている。さらに、歴史的・文化的資源にも恵まれ、神楽坂をはじめとする地域では、伝統的な街並みと都市機能が調和した魅力ある地域社会が形成されている。

本学が所在する筑土八幡町・飯田橋地区は、新宿区の東部に位置し、JR 及び地下鉄各線が利用できる飯田橋駅へも徒歩圏内にある。周辺には大学、専門学校、医療機関及び公共施設が集積し、落ち着いた教育環境が整備されている。また神楽坂地区にも近く、地域住民・学生・就業者が交流する活気ある都市空間に隣接していることから、本学の教育・研究活動にとって恵まれた立地環境といえる。

短期大学所在の市区町村
都全体・東京 23 区・本学の位置

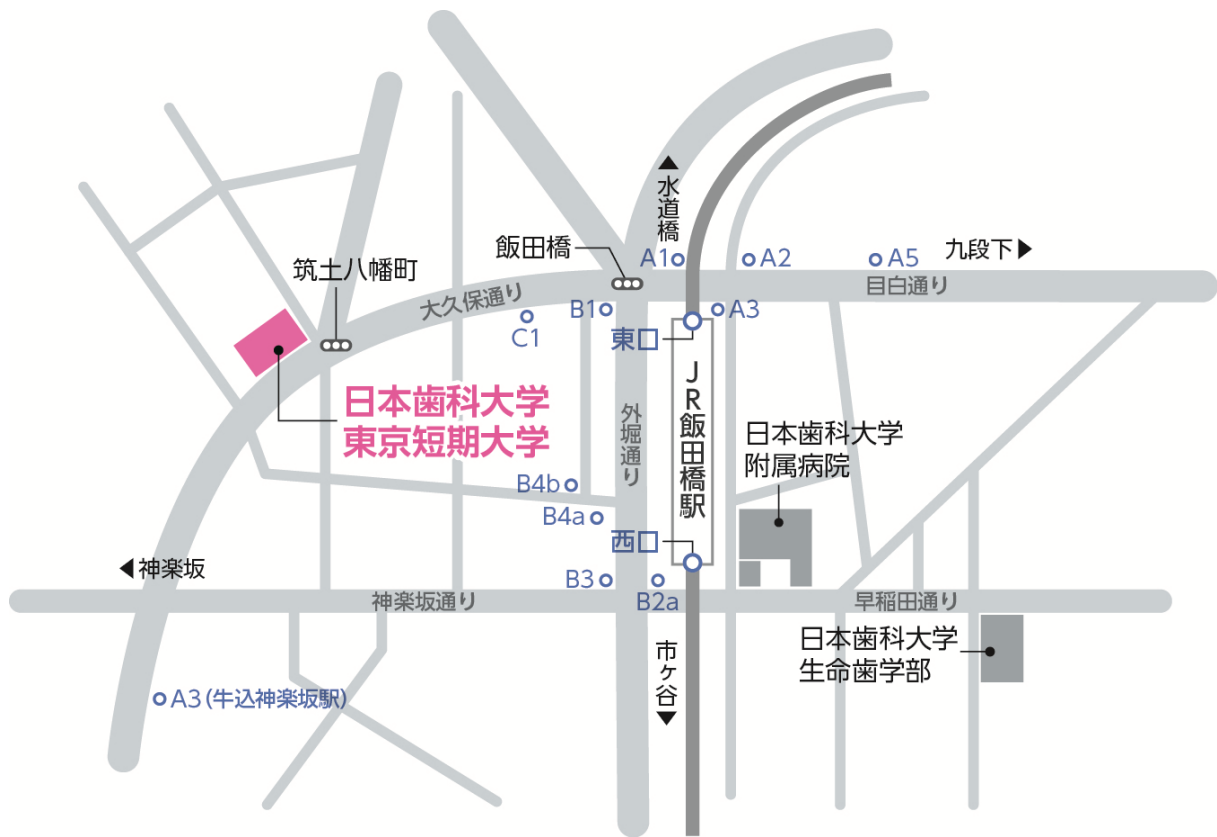
[東京都全体]



[東京 23 区]



[本学の位置]



○飯田橋駅（JR 総武線）東口から徒歩 6 分

○飯田橋駅（東京メトロ・都営地下鉄）有楽町線・南北線・東西線・大江戸線

B1 出口から徒歩 5 分、または A4 出口から徒歩 6 分

○神楽坂駅（東京メトロ）東西線 1b 出口から徒歩 9 分

○牛込神楽坂駅（東京メトロ）大江戸線 A3 出口から徒歩 6 分

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和7年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する こと	大学案内・学生便覧に掲載
2	卒業認定・学位授与の方針	学生便覧に掲載
3	教育課程編成・実施の方針	学生便覧・シラバスに掲載
4	入学者受入れの方針	大学案内に掲載
5	教育研究上の基本組織に関する こと	短大ホームページに掲載
6	教員組織、教員の数並びに各教員が 有する学位及び業績に関する こと	短大ホームページに掲載
7	入学者の数、収容定員及び在学する 学生の数、卒業又は修了した者の数 並びに進学者数及び就職者数その他 進学及び就職等の状況に関する こと	大学案内に掲載
8	授業科目、授業の方法及び内容並び に年間の授業の計画に関する こと	学生便覧・シラバスに掲載
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は 修了の認定に当たっての基準に関す ること	学生便覧・シラバスに掲載
10	校地、校舎等の施設及び設備その他 の学生の教育研究環境に関する こと	大学案内・学生便覧・短大ホームページ に掲載
11	授業料、入学料その他の大学が徴収 する費用に関する こと	短大ホームページに掲載
12	大学が行う学生の修学、進路選択及 び心身の健康等に係る支援に関す ること	学生便覧・短大ホームページに掲載

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事 業報告書及び監査報告書	日本歯科大学ホームページに掲載

(7) 公的資金の適正管理の状況

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金の管理については、学校法人日本歯科大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規程、日本歯科大学東京短期大学における公的研究費の取扱いに関する規程、日本歯科大学東京短期大学公的研究費不正行為調査委員会規程、日本歯科大学東京短期大学不正防止計画推進委員会規程、日本歯科大学東京短期大学公的研究費補助金内部監査要項、科学研究費助成事業取扱要領の各種規程・要領を策定し、本学の方針を明確に定めたうえで適正に行っており、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置き、それぞれの役割を明確化したうえで、適切な運営を実施するための管理体制を構築している。令和3年2月に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、最高管理責任者である学長、統括管理責任者である歯科技工学科長、コンプライアンス推進責任者である歯科衛生学科長の主導により、学内外研修会への参加要請や、啓発活動として会議やメールでのアナウンスを随時行っており、全学的に意識改革が図られている。

また、新年度には科研費採択者および事務職員を対象に科研費交付申請説明会を開催し、科研費の概要と取扱いについて周知徹底を図っている。科研費の応募時期には科研費応募申請にあたっての変更点や注意点等についての説明会を開催し、さらには研究倫理教育の一環として全教員がeラーニングを受講している。科研費に関する内部監査も適切に実施しており、学内における公的資金の管理に対する意識は高いと認識している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

日本歯科大学東京短期大学は、「自主独立」という学校法人日本歯科大学の建学の精神を踏襲している。建学の精神の標語は校舎入口に掲示されている。建学の精神を受けて教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーを定め、大学案内、シラバス、学生便覧およびホームページに掲載している。教育・研究の質の向上にはFD・SD活動は不可欠であり、教職員は外部の研修会などに積極的に参加し、その内容を報告し、全教職員で共有するとともに、本学の自己点検・評価に活用している。そのなかで、本学に特に必要なものについては、FD・SD研修会を開催して教職員の共通認識化を図るとともに、本学に適合した独自の活動内容を検討している。このような活動をFD委員会と自己点検実施委員会が協力して統括している。

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
自己評価委員会

業務：自己点検・評価した結果を取りまとめて教授会に提出し、その承認を得た後、理事長に提出する。

職 名	氏 名	職 階	備 考
委員長	俣木志朗	教 授	学 長
副委員	大島克郎	教 授	副学長
	雲野泰史	教 授	歯科技工学科長
	池田利恵	教 授	歯科衛生学科長
	関口洋子	准教授	教務課長
	中世古大介	主事補	事務長
	中島淑絵	主事補	副事務長

第三者評価運営委員会

業務：自己点検実施委員会で取りまとめた自己点検・評価報告書案を確認するとともに、第三者評価の審査が円滑に行えるよう対応を協議し、運営を担う。

職 名	氏 名	職 階	備 考
委員長	俣木志朗	教 授	学 長
副委員	大島克郎	教 授	副学長
	雲野泰史	教 授	歯科技工学科長
	池田利恵	教 授	歯科衛生学科長
	関口洋子	准教授	教務課長
	中世古大介	主事補	事務長
	中島淑絵	主事補	副事務長

自己点検実施委員会

業務：日本歯科大学東京短期大学の発展と社会的使命を達成するため、教育、研究、運営などの状況について自己点検ならびに評価を行い、その結果を自己点検・評価報告書案として作成する。

職 名	氏 名	職 階	備 考
委員長	市川順子	講 師	
副委員長	赤間亮一	准教授	
副委員長	関口洋子	准教授	教務課長
委 員	大島克郎	教 授	副学長
	雲野泰史	教 授	歯科技工学科長
	竹井利香	教 授	学生課長
	茂原宏美	助 教	
	池田利恵	教 授	歯科衛生学科長
	石黒一美	教 授	
	池田亜紀子	准教授	
	飯島瑤子	助 教	
	相澤直依	助 教	
	島村結岐乃	助 教	
	中世古大介	主事補	事務長
	中島淑絵	主事補	副事務長

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

日本歯科大学東京短期大学自己点検・評価規程に基づき、本学の発展及び社会的使命を達成するため、年度中の活動を総括して「自己点検・評価報告書」を作成し、その実績や報告の内容を点検している。各事務部署、学科、委員会および各事務局部署

の年度中の活動を書類で点検し、次年度以降の目標の設定や活動指針となるものについて多角的な検討を加えている。

本学全専任教職員全員がいずれかの学内組織に所属し、自己点検・評価の必要性に対する共通認識を持って積極的に関わっているため、組織的に機能していると認識している。

- ・ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和 4（2022）年度を中心に）

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

学校法人日本歯科大学は、創立以来建学の精神を「自主独立」、建学の目的を「学・技両全にして人格高尚なる歯科医師の養成」とし、この精神を法人傘下のすべての組織に共通するものとして、100年をこえる年月において脈々と継承されている。この建学の精神を具現化するために、教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーを定め、大学案内や本学ホームページ (<https://www.tky.ndu.ac.jp/jc/>) などにおいて広く外部に対し公表するとともに、学生便覧とシラバスに掲載して、学生や保護者に広く告知している。また、学内にも掲示して、常に教職員・学生の目に触れる様にしている。

学校法人日本歯科大学理事長日本歯科大学学長中原 泉が平成18（2006）年6月の『創立100周年を記念』に寄稿した文章を示す。

学校法人日本歯科大学は、その創立以来建学の精神を「自主独立」、建学の目的を「学・技両全にして人格高尚なる歯科医師の養成」とし、100年を超える年月において脈々と継承されている。

明治39（1906）年に歯科医師法（旧法）が制定され、あわせて公立私立歯科医学校指定規則が出された。その年、東京市には、検定試験をうけて正規の資格を得た歯科医師は、僅か187名しかいなかった。開業医として盛名を馳せていた中原市五郎先生は、官立（国立）の歯科医学校を設置するよう再三、国に働きかけた。しかし、歯科は富国強兵に関わりなしと、一顧だにされなかった。国は、歯科医療を軽視したのである。折角、指定規則ができて、それに基づく歯科医学校は1校も生まれない。歯科志望者は従前と変わらず、開業医の徒弟としてまた私塾において、細々と勉学をする他なかった。この状況を憂い憤った中原先生は、私財を投じて、翌40（1907）年6月、東京市麹町区大手町1丁目1番地に私立共立歯科医学校を開校した。

同校の設立趣意書には、「我等同志の者相図り、昼間開業医の助手をして余暇なき者を集め、これに歯科医学を授け、一には教育機関の不備を補い、一には師たる開業医の責任を軽減せしめんと欲す。是今回歯科医学校の設立を企図したる所以なり。…一は

学技両全の歯科医を社会に紹介し、一は以て歯科医の人格を高尚ならしめんことを」と説いた。ここに謳った「学・技両全にして人格高尚なる歯科医師の養成」が、学校の目的であった。

当時、私立歯科医学校の経営は困難を窮めた。開校から4ヵ月後の10月には、校舎を神田区雉子町34番地に移転した。さらに中原先生は、麹町区富士見町6丁目2番地（現在地）の旧法政大学分校を個人で買収し、明治42（1909）年6月に同地に移転させ、校名を日本歯科医学校に改称した。当初は2年制であったので、同年7月に昼間部36名、夜間部27名、特別卒業5名の計68名の卒業生を社会に送り出した。まさに、当時の歯科界にとって干天の慈雨であった。

その後、大正（1919）8年、財団法人日本歯科医学専門学校に組織変更するに際し、中原先生は学校に貸与していた私有地と、新たに買収した隣地の計1,030坪を財団に寄付した。さらに、昭和7（1932）年、附属医院の新築に際し、中原先生は、将来を見越して買収してきた隣接地370坪を財団に寄付した。現在の生命歯学部本館キャンパスは1,963坪あるが、その約4分の3（1,400坪）は創立者の無私の寄付によるものである。

このように創立者は、独力で学校を興し、誰の力も借りず他を頼らず、私学としての自主独立を堅守した。ことさら自賛することはなかったが、彼は生涯、筋金入りの私学人の姿勢を貫いた。その精神は脈々と受け継がれ、自助努力という信念と勇気により、本学は、自らの判断と責任において大学運営の舵取りを続けてきた。この100年間、一貫して継承された自主独立こそ、日本歯科大学の建学の精神である。－以上－

学校法人日本歯科大学は、現在その傘下に日本歯科大学生命歯学部、日本歯科大学新潟生命歯学部、日本歯科大学大学院生命歯学研究科、日本歯科大学大学院新潟生命歯学研究科、日本歯科大学附属病院、日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック、日本歯科大学新潟病院、日本歯科大学医科病院、日本歯科大学東京短期大学、日本歯科大学新潟短期大学、医の博物館を保有するが、この創設者の建学の精神は、学校法人日本歯科大学全体の精神として継承されたことから、日本歯科大学東京短期大学の建学の精神もまた「自主独立」であり、建学の目的は「心・技・体が調和した人間性豊かな歯科医療スペシャリストの育成」である。

本学学則には、その目的を「本学は、教育基本法と学校教育法の精神に基づき、歯科技工と歯科衛生に関する専門の知識・技術を教授研究し、豊かな教養と人格を備えた、高度な医療技術者を育成し、もって国民の保健医療の向上に寄与することを使命とする。」と規定している。この目的を体として、医学の一領域・人体の健康を担当する医療人として、知識、技術および倫理観、すなわち学・術・道を兼ね備えた歯科技工士と歯科衛生士を養成する。

建学の精神は、東京短期大学一階事務室前のロビーと講堂に掲額し、常に教職員と学生の目に触れる様にしている。また、学生便覧とシラバスにも掲載し、学生には常に手元において目に見える形で告知していく様に努めている。さらに、学校案内や入試要項にも掲載し、受験生と保護者に対しても本学の建学の精神を開示している。また、教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーを定め、大学案内や本学ホームページ

ージ (<https://www.tky.ndu.ac.jp/jc/>) などにおいて広く外部に対し公表するとともに、学生便覧とシラバスに掲載して学生や保護者に告知している。また、学内に掲示して、常に教職員・学生の目に触れるようにしている。学生に対しては、オリエンテーション実施時に学生便覧とシラバスに掲載した文章を提示し、伝達している。保護者の方々に対しても、入学式当日にオリエンテーションを行い、学長より伝達している。教職員に対しては、会議や FD・SD 活動の一環として行っているワークショップなどの際に教職員全体で点検・再確認し、周知徹底を図っている。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

短期大学の使命の一つに地域社会への貢献が挙げられる。歯科医療を担う本学として、地域社会と連携を持つことの重要性を認識し、歯科医療・歯科疾患予防分野での国民の健康増進を目的として社会貢献を行うことと、後進を育成することを視野に入れて、社会的活動に積極的に取り組んでいる。

歯科衛生学科においては、教職員および学生が、歯と口の健康週間事業、東京都内の小・中学校での歯科衛生教育、介護予防事業などの取組を通じて、地域・社会に貢献している。歯と口の健康週間事業の一つである「全国小学生歯みがき大会」では、歯科衛生学科第3学年の学生により、都内小学校2校の5年生を対象に健康教育を行っている。感染予防に配慮し、ライオン歯科衛生研究所作成の指導要領に基づき取組を行った。対象となる高学年では、歯みがき方法やデンタルフロスの使い方を学生の顎模型も活用し個別に指導した。

さらに、千代田区立小学校の1年生から6年生までの全児童を対象に、歯と口腔に関する健康教育を行っている。健康教育を実施する際には、養護教諭および学校歯科医と連携をとり、情報の収集に努め、学校側の要望や児童の生活習慣を重視した内容を計画している。また、保健指導を実施した後は、ワークシートを活用し学修成果をフィードバックすることで、保健行動の定着につなげている。令和7年度は、1・4・6年仲良し学級は対面指導、2・3・5年は学年に応じた歯科保健指導を動画として作成したものを配信した。文京区立中学校では感染予防に配慮し、1年生の全生徒を対象に、歯科健康診断の結果をもとに歯と口の状態を把握し、生徒の健康の維持促進を目的とした健康教育を行った。本取組は、ヘルスプロモーション活動論を選択している3年生の学生と専攻科学生を中心に実践している。近年の傾向として、歯肉炎に対する要観察者が多く、歯肉の改善を自分で確認することのできる指導内容としている。

専攻科歯科衛生学専攻では、超高齢社会における介護予防事業への取り組みとして、

品川区主催による「わくわくクッキング」に参加している。料理づくりを通して、食生活および口腔ケア、オーラルフレイル予防に関する講話を中心に行っている。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

本学の建学の精神である「自主独立」は、学校法人全体に共通するものであり、同じ方針に沿って教育を進めている。「自主独立」の解釈および具現化の方法論について、分かりやすく表現し、学生および教職員に対して建学の精神の共有化を図っている。

これまでも、建学の精神、教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシーおよびディプロマポリシーを遅滞なく定期的に確認し、学生の質の変化に対応すべく弾力的な運用を行ってきた。

また、本学の歴史や建学の精神の成り立ちを知るためには、学校法人日本歯科大学理事長である中原泉が『日本歯科大学創立 100 周年記念誌』に寄稿した文章がきわめて重要であることから、その内容を新入生オリエンテーションの際に学生に伝達し、「建学の精神」の共有化に役立てている。

今後も日本歯科大学東京短期大学は、建学の精神である「自主独立」に基づく教育を実践し、自助努力という信念と勇気、そして誇りをもって、自らの判断と責任において舵を取るにより、自ら道を切り拓き、歯科界のフロンランナーとして活躍できる歯科技工士および歯科衛生士の育成を目指していく。

[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]

[区分 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6)

<区分 基準Ⅰ-B-1 の現状>

本学の建学の精神である「自主独立」を受けて、本学学則には、その目的を「本学は、教育基本法と学校教育法に基づき、歯科技工と歯科衛生に関する専門の知識・技術を教授研究し、豊かな教養と人格を備えた、高度な医療技術者を育成し、もって国民の保健医療の向上に寄与することを使命とする。」と規定している。この目的を体して、医学の一領域・人体の健康を担当する医療人として、知識と技術と倫理観など、学・術・道を兼ね備えた歯科技工士と歯科衛生士を養成することを教育の理念としている。

本学の教育の目的として、歯科技工学科と歯科衛生学科では「教育の理念を具現化するために、歯科技工学科では2年間、歯科衛生学科では3年間の在学期間中に、一般教養科目の充実を図って短期大学の特色を出し、専門科目については、歯科医療の基礎と臨床に関する最新の講義と基礎・臨床実習を行う。高度の専門知識と技術、応用的研究能力、さらに豊かな人間性を身に付けた歯科技工士・歯科衛生士の総合的な教育を行い、グローバルな視点を持ち、歯科医師とのチーム医療により、国民の歯科保健増進に総合的に寄与する人材を育成することを目的とする。」と定めた。また「専攻科歯科技工学専攻・専攻科歯科衛生学専攻では歯科技工学科・歯科衛生学科で学んだ基礎的知識の上に、更に専門的知識と高度な技術を修得して、応用的能力を備えた指導者となり得る歯科技工士・歯科衛生士を育成することを目的とする。」と定めた。

さらに、全学科共通の教育の目標を以下のように定めている。

1. 幅広い教養と倫理観を持った歯科技工士・歯科衛生士を育成する。
2. 人間性豊かで人の痛みが判る優しい歯科技工士・歯科衛生士を育成する。
3. コミュニケーション能力が優れた歯科技工士・歯科衛生士を育成する。
4. 歯科医学の最新の知識と技術を生涯学び続ける意欲と能力を持つ歯科技工士・歯科衛生士を育成する。
5. 将来の良質な歯科医療の確立を目指し、応用的研究能力を持つ歯科技工士・歯科衛生士を育成する。
6. 社会の要求とEBM (Evidence Based Medicine) を重んじた歯科医療に貢献する歯科技工士・歯科衛生士を育成する。
7. 問題を見出し解決する能力を持つ歯科技工士・歯科衛生士を育成する。
8. 地域医療に貢献できる歯科技工士・歯科衛生士を育成する。
9. 健康増進に貢献できる歯科技工士・歯科衛生士を育成する。

10. グローバルに活躍する歯科技工士・歯科衛生士を育成する。

さらに、各学科では建学の精神と教育の目的・目標を受けて、以下の様に教育を展開している。

〔歯科技工学科〕

建学の精神に基づき、講義と基礎実習を通して歯科医療に関する最新の専門的な知識、技術、対応および倫理観を総合的に会得し、歯科医療における高度な歯科技工分野の教育を受けることにより、医療人としての豊かな人間性を身に付け、チーム歯科医療により国民の口腔機能の増進に大きく寄与する医療人を育成する。

〔歯科衛生学科〕

建学の精神に基づき、講義と基礎・臨床・臨地実習を通して歯科医療に関する最新の専門的知識、技術、対応および倫理観を総合的に会得し、歯科医療における高度な歯科衛生分野の教育を受けることにより、医療人としての豊かな人間性を身に付け、チーム歯科医療により、国民の歯科保健の増進に大きく寄与する医療人を育成する。

〔専攻科〕

学科における基礎的知識に基づき、更に最新の専門的知識と高度な技術を教授し、高齢社会に対応した応用能力を備えた次世代の指導者となりうる質の高い歯科技工士と歯科衛生士を育成する。歯科技工学科は、令和7年度をもって閉科した。

各教科の担当者にシラバスを作成する時、学科・専攻課程の教育目的・目標を基盤とした授業構成を行うように依頼しており、各授業の一般目標と到達目標に学習成果が反映されている。現在、学生には教育目的や教育目標を入学時と進級時のオリエンテーションでシラバスと学生便覧を用いて口頭で伝達している。また、毎年、新年度に配付している学生便覧、シラバス、大学案内および本学ホームページ (<https://www.tky.ndu.ac.jp/jc/>) に掲載し、常に学生が見られる様にしている。学生便覧とシラバスは、毎年度各教職員にも配付し、学生指導の基準としている。また、教育目標は各学年の教室内の教壇横の壁面に掲示し、常に学生と教員の目に触れられる様にもしている。さらに、教育の目的と教育の目標は入学試験のパンフレットとホームページにも記載し、本学に入学を希望する生徒と保護者などにも提示している。

教育目的や教育目標については、毎年、教務委員会と自己点検実施委員会において見直しを行い、その結果を本学教授会に報告し、承認を得て教職員と学生に周知徹底させている。

〔区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分 基準 I-B-2 の現状＞

各教科の担当者がシラバスを作成する際、建学の精神「自主独立」に基づき、学科・専攻課程の学習成果をシラバスに反映させてもらうように授業担当者に依頼している。また、各教科の担当者には、学科・専攻課程の教育目的・目標を基盤とした授業構成をしていただくようお願いしている。そのため、各授業の一般目標や到達目標に学習成果が反映されている。シラバスにおける学習成果の記載は、学生が理解しやすく、また学習への意欲が高まるように、毎年、科目担当者と教務委員会が中心となって改善を行っている。シラバスは、学生と教職員に配付されるとともに、ホームページで公表している。本学の授業により学生が習得した学習成果は、定期試験や授業ごとの小試験、課題・レポート、実習試験、臨床・臨地実習評価、授業態度などを定量化し、適切かつ厳正に評価され、教育の質の保証と向上のために活用されている。評価についてはすべてデータ化を行い、事務室で管理している。

年度末、各学科、各学年に学術奨励賞受賞候補者を教務委員会を選出し、教授会で審議し、学長が決定している。短期大学一階の掲示板に受賞者を掲示し、新年度にオリエンテーションを開催する時に学科長が学術奨励賞を授与している。また、専攻科は研究発表会を行い、研究成果を発表している。学期末には教員と学生に対して授業評価を行い、データ化して科目担当者にフィードバックを行っている。学生の成績については教授会で厳正なる審査を行い、学生が学習目標に到達しているかを確認している。

歯科技工学科においては、歯科技工士国家試験が施行されて以来、令和7年度歯科技工士国家試験に至るまで、平成29年度を除き、受験生は全員合格している。この結果は歯科技工学科学生全員の学習成果が目標レベルに到達していることを表している。

歯科衛生学科においては、平成4年3月に歯科衛生士国家試験が施行されて以来、令和7年度歯科衛生士国家試験に至るまで、令和2年度および令和7年度歯科衛生士国家試験を除き、受験者は全員合格している。この実績は、歯科衛生学科学生の学習成果が目標レベルに到達していることを表している。

専攻科修了者は、歯科技工士・歯科衛生士として指導的立場を担い、日本歯科大学附属病院を始めとする医療現場で働いている方たちに高く評価されている。また、学生の教育や、歯科技工士・歯科衛生士の資質と社会的地位の向上を目指し、地域住民に貢献すべく、多方面にわたって活躍している。専攻科における研究の成果は日本口腔保健学雑誌で原著論文や研究報告として毎年公表し、歯科医師、研究者、歯科技工士、歯科衛生士、他の医療関係者、学生などから高い評価を受けている。令和7年度までに歯科技工学専攻や歯科衛生学専攻を修了した学生は全員が独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から4年制大学卒業と同等の資格となる学士（口腔保健学）を授与され、その先より高度な教育を望み、修士課程や博士課程へ進学する学生がいた。

〔区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

「建学の精神」に基づき「教育目標」を実現するために、本学のアイデンティティーをどこにおくかを定め、その方針を FD 委員会による研修会を通して全教職員で検討して、実現のための体制整備を行っている。また、各学年の教室に「教育目標」を掲げ、日頃から学生の目につく場所に掲示を行い、周知している。平成 26（2014）年度に三つの方針であるアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーを教務委員会で検討し、教授会で承認された後にシラバス、学生便覧および本学ホームページに掲載した。特に、卒業生の質の保証という観点から、すべての教育活動はディプロマポリシーの実現に帰結し、これが各種の問題に対する判断基準となることを教職員と学生が認識するように確認作業を行っている。具体的には、本学をどのような大学にして、どのような卒業生（歯科技工士・歯科衛生士）を輩出するのか、また逆に、どのような学生は進級できないのか、社会や地域住民にどのように貢献していくのか、本学の特徴はどこにあるのか、この様に個々の問題を解決するために教務委員会が中心となって検討している。平成 28（2016）年度には、教育の質を担保して更なる向上を図るとともに、教職員と学生が理解し易い、具体的な学科ごとのアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーを策定した。これらの三つの方針は、シラバス、学生便覧および本学ホームページに掲載して、学内外に表明している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

学習成果の定期的な点検は、国家試験の合格率、模擬試験の結果、卒業試験問題の正答率・識別指数、各教科の成績評価や学外実習先、臨床実習先からの評価、卒業生の就職先からの評価（ステークホルダー調査結果）など、多くのデータを用いて行っている。今後も、これらのデータから明らかとなった本学の向上のための課題や社会のニーズなどをしっかり把握したうえで、学習成果の向上と充実を図る必要がある。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

自己点検・評価を実施するための組織としては、本学に委員会を設けて実施している。一つは自己点検実施委員会であり、ここでは教育、研究および運営などの状況について、構成委員が全教職員と連携をとり、自己点検・評価に関する作業を行うとともに、それらの結果を取りまとめた自己点検・評価報告書を毎年作成し、公表している。自己点検・評価報告書は、毎年冊子にし、関係部署などへの配布を行うとともに、本学のホームページで公開してその状況を明らかにしている。

自己点検・評価活動の確認、確定および管理などは、自己評価委員会で行っている。自己評価委員会では、自己点検実施委員会における作業が円滑かつ的確に行われるように、常にその内容を精査し、適正な自己点検・評価の確立と質の向上に努めている。

また、常時、自己点検実施委員会の確認・管理を行っている自己評価委員会とは別に、第三者評価を実施する時の対応に特化する第三者評価運営委員会を設置している。

これらの委員会の運営にあたっては、日本歯科大学東京短期大学自己点検・評価規程と日本歯科大学東京短期大学第三者評価運営委員会規程を定め、自己点検・評価の基本としている。

自己評価委員会は学長を委員長に、副学長、学科長、事務長および事務担当者を委員とし、7名で行っている。第三者評価運営委員会は、学長を委員長に、副学長、学科長、教授、事務長および事務担当者を委員とし、7名で行っている。短期大学の評価・運営に関連することから、学長、副学長、学科長、教授および事務担当者のほか、教務委員会、学生委員会およびキャリアサポート委員会など、本学の委員会組織の構成員が二つの委員会に参加し、それぞれの部門からの意見を広く取り入れ、本学の更なる発展に繋げて行く方針である。

自己点検・評価の結果を受けて、毎年、教務委員会でカリキュラムの見直し、学生委員会で学生指導の見直しを行い、FD委員会でワークショップや研修会などを通して短大の発展・教員の資質の向上が図れる様に努めている。また、学外の各種団体が開催する研修会に教職員を派遣して研修を行い、その成果を随時発表し、全教職員が共有できる様に工夫している。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学では、各学科で多岐に亘る免許・資格課程を有しているため、学校教育法、短期大学設置基準などの関係法令の変更に關しては、事務部が責任部署として各関連官庁からの法改正などによる通達と事務連絡を定期的に確認している。その上で、関連事項の通達があれば、関係学科と関連部署とで連携を密にとりながら、学則変更、規程の作成・変更などを行い、法令遵守に努めている。

本学で実施する試験は、履修した授業科目についての到達度を判定する方法であり、①定期試験、②追試験、③再試験がある。学生の『学力の確保』のため、成績不振者には教員が個人指導を行うとともに、レポートや課題による学習を促している。

単位制である短期大学は絶対評価である。そのため全員が「優」ということもありうる。しかし、全員が「優」の科目は、到達目標の設定が低いか、或いは試験方法が適当でない可能性も否定できない。そのような場合は、授業科目担当者にシラバス作成を依頼する時に、教務委員会委員長が組織的な成績評価基準の設定について担当者に説明を行っている。授業においては年度毎に学生の授業に取り組む姿勢が異なるため、毎年創意工夫を凝らして実施している。各授業担当者は意欲的に取り組んでおり、学期末ごとの学生による授業評価の結果を次年度の授業改善に取り入れている。また、本学専任教員に加えて学校法人日本歯科大学生命歯学部、附属病院の歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士および外部の専門分野の教員が協働して、臨床に即した学生教育を常に心掛けており、教育の質向上を図っている。

自己点検・評価は、外部の評価者による第三者評価制度とともに大学教育の質の保証と向上のためにきわめて重要な取組みである。本学は、建学の精神と教育の理念に基づき実施される毎年の教育・研究・社会的活動を点検・評価するとともに、必要に応じて改善し、短期大学全体の PDCA サイクルによる教育の質の向上と教育内容の充実を図っている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

歯科医学における内容の増加と質の向上に対する国民の要求の高まり、歯科医療を取り巻く各種法律や医療保険の変化、歯科疾病構造の変化、患者のニーズの増大、地域住民の要求などにより、歯科医療を取り巻く状況は日々変化している。また、学生の気質や入学者の基礎学力も年々変化しており、これらに対応し、より良い教育を行うために、定期的に自己点検・評価活動が行われている。自己点検・評価により見直しの必要があると指摘された点については次年度に改善策を検討している。また、カリキュ

ラムなどは毎年見直しを行い、より良い歯科技工士と歯科衛生士を世に送り出せるよう努め、一定の効果を上げていると考えている。

今後、自己点検・評価活動を向上・充実して行くためには、全教職員が自己点検・評価に対する認識と理解を深めて行くための FD と SD の充実が必要である。

卒業生の就職先アンケート（ステークホルダー調査）により社会のニーズを把握しつつ、学生の卒業時アンケートを用いて本学の教育内容の問題点を抽出し、それらを基に改善点を検討して教育の質を保証することと、建学の精神・教育方針に基づいた本学独自の特色ある教育を推し進めているが、昨今のめまぐるしい社会の変化に対応できる歯科技工士と歯科衛生士を輩出するために、本学の教育について常に見直しを図り、更に本学の教育を充実させ、社会から高い評価が得られる短大にする必要がある。

＜基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

本学は、社会のニーズを把握したうえで、今後も学習成果の向上と充実を図る必要がある。学校法人日本歯科大学は創設者により、「建学の精神」を「自主独立」と定めている。時間が経過するにつれて社会、学生、教員、事務職員、就職先を取り巻く環境が変化し続けており、この変化に対応していくため、将来を予測しながら「建学の精神」を教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシーおよびディプロマポリシーに反映させてきた。すでに学科ごとのアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを策定して公表し、全教職員と学生に周知している。今後も、卒業生や就職先のアンケート調査などを継続して行い、それらの結果を参考にして絶えず教育体制の見直しを図っていく予定である。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

〔区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

本学の卒業要件単位数は、歯科技工学科では2年以上在学し、74単位以上を修得し、かつ卒業審査に合格しなければならない。歯科衛生学科では3年以上在学し、107単位以上を修得し、かつ卒業審査に合格しなければならない。教授会の議を経て、学長が卒業を認定する（学則第6章第34条、第35条）。

学則に教育過程と履修方法など、試験、卒業の認定および短期大学士の学位授与、専攻科の修了要件などを定め、学生便覧に詳細を示し、全教職員と学生に周知している。

教員は学内外の歯科医学教育研修ワークショップなどに参加し、教育についての専門研修を受けており、シラバスを作成して手順に従って講義・実習を行っている。シラバス作成時には授業担当者会議を開催してカリキュラムについて検討を行い、カリキュラムの変更点を共有し、教授法についての意見交換を行っている。カリキュラムポリシーに基づいた教育を実施することによりディプロマポリシーが達成できるように、意識して教育を行っている。

教員は学生から授業評価を受け、その結果は各教員に伝達され、常に教育内容・方法の改善に努めている。

本学における教育の最終目的は、本学で獲得した学習成果により社会で活躍し、医療従事者としての信頼を得て社会貢献することである。本学の学生は、学生同士や教職員との信頼関係が良好であり、短大全体で励ましあって学生の学習を支援している。さらに国家資格取得後のサポート体制も整えている。

また、学生納付金は所定の期日までに納入しなければならないと本学学則に規定している（学則第7章第37条）。さらに、定期試験と卒業試験を受験するためには、所定の学費を完納する必要があることが学則と学生便覧それぞれに明記されている（学

則第 6 章第 29 条)。また、公的な扱い以外の理由で、各科目の 1/3 以上欠席した学生は、学期末に実施する定期試験が受験停止になる。これらの要件や試験における不正行為の禁止については、入学時オリエンテーションで教務課長から学生便覧で示して周知徹底を図っている。

短大設立以降、保護者に対し、入学式終了後および病院実習開始前に歯科技工学科では病院技工実習オリエンテーション後、歯科衛生学科では登院式後に保護者説明会を開催し、学長、学科長、教務課長よりディプロマポリシーとそれに到達させるカリキュラムポリシーを説明している。また、これらのポリシーは、学内のみではなく、ホームページや学校案内などで学外にも公表している。

特に、進級と卒業の基準ならびに国家試験に合格するまでのカリキュラムについてはクラス主任・副主任からも再三再四、周知徹底を図っている。

学則第 35 条により、本学を卒業した者には、日本歯科大学東京短期大学学位規則の定めるところにより、短期大学士の学位を授与している。本学の卒業生は、平成 19 年 3 月 31 日をもって閉校した専門学校から引き続き、歯科技工学科においては、平成 29 年度歯科技工士国家試験で不合格者が出たものの、令和 7 年度歯科技工士国家試験に至るまでで合格率 100%となっており、卒業生は多方面で活躍している。また、歯科衛生学科では令和 2 年度、令和 7 年度歯科衛生士国家試験で不合格者が出たものの、その他の受験者は全員合格しており、卒業生は社会で高く評価され、さまざまな領域で活躍している。この結果から、本学の学位授与の方針は、社会的に通用性があると考えている。

授業内容については授業担当者会議を開催し、問題点などについて担当教員の意思統一を図っている。特に成績管理や授業時間の確保、成績評価基準についてディスカッションを行い、その結果を教務委員会に報告している。

専攻科においては、歯科技工学専攻の学生は 2 年以上在学し、62 単位以上をする。また、歯科衛生学専攻の学生は 1 年以上在学し、40 単位以上を修得、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。専攻科生は在学中に研究を行い、その成果を研究発表会・学会・学術雑誌などで発表している。

授業内容については授業担当者会議を開催し、問題点などについて担当教員の意思統一を図っている。特に、成績管理や授業時間の確保、成績評価基準についてディスカッションを行い、その結果を教務委員会に報告している。

歯科技工学専攻と歯科衛生学専攻は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による認定専攻科であり、専攻科特別研究を行ってレポートをまとめ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に学位認定審査の申請を行う。本学を卒業後に歯科衛生学専攻で学んだ学生は、特例による審査方式で、修得単位と提出したレポートの内容が審査され、合格すると口腔保健学の学士の学位を授与される。他学から進学して本学の歯科衛生学専攻で学んだ学生と歯科技工学専攻で学んだ学生は、通例による審査方式で、修得単位・レポートの審査および小論文試験に合格すると、学士の学位を授与される。専攻科では、専門的に歯科医学を自ら学ぶとともに、歯科医療分野における指導者となるための教育が行われている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

本学の教育課程は、学位授与の方針に対応しており、教育課程を体系的に編成している。求める学習成果が明確なので、直結できるように授業科目を編成し、歯科技工学科と歯科衛生学科では国家試験合格という明確な目標に到達できる様に厳格に成績評価を行っている。専攻科ではすべての課程を修了し、高度な知識を身に付け、歯科技工学・歯科衛生学専攻は学位審査に合格するという明確な目標に到達できるように、成績評価を行っている。学生にはシラバスを絶えず携行する様に指導し、自分が何を目的に、どの様に学習すべきかを確認し、予習・復習を行う様に指示している。

教育目的・目標に沿った学科ごとのカリキュラムポリシーを定め教育課程編成・実施の根幹としている。カリキュラムポリシーは学生便覧、シラバス及びホームページなどで学内外に公表している。また、ディプロマポリシーも学生便覧、シラバス及びホームページなどで学内外に明示している。

カリキュラムは、カリキュラムポリシーに基づいて綿密に構築されており、学習の内容と課程がすべて記載されたシラバスを学生は各人が携帯して授業で利用している。シラバスには日本歯科大学東京短期大学の目標、教育の理念、教育の目的、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、年間教務予定、授業区分、授業担当者、授業の概要、教科書、参考書、一般目標、行動目標、歯科技工士国家試験出題基準、歯科衛生士国家試験出題基準、成績評価方法、オフィスアワーなどが明記されている。シラバス上に各科目の毎回の到達目標を明記することにより、学習者が授業・演習・実習の内容を把握することができ、学生が自己点検・自己評価を行うことにより、さらなる学力増進を促す効果がある。また、オフィスアワーを明記することで、学生が担当教員に質問しやす

いシステムを取り入れている。シラバスの活用方法についても入学時に説明を行い、常に持参する様に指示している。

カリキュラムは医療・介護関係の法や制度、少子・超高齢社会到来という現在の日本の社会情勢など、外部環境の変化を的確にとらえて、毎年、見直しと改善を行っており、それに関連してシラバスも改定している。臨床実習については、本学の学生は隣接した場所にある、同じ学校法人日本歯科大学に属する日本歯科大学附属病院で日本歯科大学生命歯学部との学生とともに臨床実習を行う機会が多いので、生命歯学部と附属病院の教職員に本学の教育に協力してもらい、協調した教育体制を整備するように心掛けている。

教育にあたる教員は、資格・業績・人数の他、教員の個性を活かせるように配置している。

日本歯科大学東京短期大学の歯科技工学科・歯科衛生学科は、学校教育法、短期大学設置基準、歯科技工士学校養成所指定規則、歯科衛生士学校養成所指定規則に基づいた専任教員数や校地・校舎の面積などの教育環境、教育課程、専任教員の資質能力、施設設備などを遵守している。専攻科歯科技工学専攻・歯科衛生学専攻は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による施設、教育内容および教員資格・業績などの審査を受けて認定専攻科となっている。

成績の評価は59点以下（不可）、60～69点（可）、70～79点（良）、80～100点（優）の4段階で行っている。各科目で60点以上を合格とし、進級と単位の認定は、試験の成績と出欠席状況などについて評定のうえ、教授会の議を経て、学長が行うと学則に定められている（学則第6章第32条）。総括的評価である定期試験を実施する前に、形成的評価である小テストを多くの科目で実施して、個々の学生の弱点を解析し、個別指導に役立てている。

歯科技工学科第2学年、歯科衛生学科第3学年では前学期と後学期の成績により単位認定が行われる。単位が認定された場合は、卒業試験によって学習成果の獲得状況を確認し、日本歯科大学東京短期大学を卒業するに値すると認められた場合にのみ、卒業して国家試験を受験することができるシステムをとっている。卒業試験問題の出題にあたり、最近の国家試験問題を詳細に分析し、学内でブラッシュアップを行うことによって、学生の学力を客観的に評価することが可能となるとともに、教員も教育力増強を図っている。

本学の教員が作成する卒業試験問題は識別指数を算出し、問題の質、教授内容や方法などを検討して、必要に応じ、教員に改善を求めている。

本学は歯科技工士と歯科衛生士の養成機関である以上、国家試験に合格できる学力を習得することが実質的な卒業要件である。この点においては、長年にわたり、国家試験を受験してきわめて高い合格率を維持しているという実績で質の担保が証明されている。

本学では、地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる能力を持つことを教育目標に掲げており、歯科にとどまらず介護などの広い分野で活躍できる歯科医療従事者を育成するための教育を目指している。そのため、歯科衛生学科で実施している介護・看護教育などについては、外部講師による専門分野の授業を取り入れて将来にわたって役立

つ実践教育を行っている。

また、教員は様々な研修会や学会に積極的に参加して研鑽を積み、学生とともに教員のなご一層のスキルの向上に努めている。

教育課程の見直しや授業に使用する教材や参考書などについては、年度毎に科目担当者が検討し、教務委員会でチェックを行い、最新教本の購入検討を担当者と積極的に話し合う機会を持っている。

FDの一環として学生による授業評価と教員による自己評価などにより、教員側にフィードバックを行い、なご一層の教育内容の充実を図っている。また、学生からの授業評価などの結果も参考にし、学生の習熟度に合わせたカリキュラムプランを常時検討している。

教務委員会は、年度開始前に、教育に関わる注意事項を伝達するとともに、授業担当者意見交換をして、教育方針を統一するとともに、今後の改善点を見出している。

〔歯科技工学科〕

歯科技工士学校養成所指定規則において、基礎分野（科学的思考の基盤、人間と生活：5単位）、専門基礎分野（歯科技工と歯科医療：3単位、歯・口腔の構造と機能：7単位、歯科材料・歯科技工機器と加工技術：7単位）が、専門分野（有床義歯技工学：12単位、歯冠修復技工学 13単位、矯正歯科技工学：2単位、小児歯科技工学：2単位、歯科技工実習：11単位）、合計 62 単位の履修が定められている。歯科技工学科では、就学期間は 2 年で 74 単位以上を修得して短期大学士を取得する。

2 年間の履修で歯科技工士としての専門性を習得するために体系的なカリキュラムを立案している。また、短期大学士の学位を授与するに相応しい高い教養を身に付けるために、基礎分野の充実化を図り、特にチーム医療に参画するために必須であるコミュニケーション能力の向上を目的とする教育内容をプランニングしている。専門基礎分野・専門分野においては、歯科技工士として必要な知識と技術を習得することが可能な体系的なカリキュラムプランニングを行っている。特に、第 2 学年における歯科技工実習においては、隣接する日本歯科大学附属病院での臨床見学実習を実施している。医療人としての自覚を促すことを目的として、歯科技工学の学習の意欲が向上するカリキュラム編成を行っている。

教育課程を終了することによって歯科技工士国家試験受験資格を得ることができる。

〔歯科衛生学科〕

歯科衛生士学校養成所指定規則において、基礎分野（科学的思考の基盤、人間と生活社会の理解、10単位）、専門基礎分野（人体の構造と機能 4単位、歯・口腔の構造と機能 5単位、疾病の成り立ち及び回復過程の促進 6単位、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み 7単位）、専門分野（歯科衛生士概論 2単位、臨床歯科医学 8単位、歯科予防処置論 8単位、歯科保健指導論 7単位、歯科診療補助論 9単位、臨床実習（臨床実習を含む。） 20単位）、選択・必修分野（7単位）、合計93単位の履修が定められている。歯科衛生学科では、就学期間は3年で必修107単位以上を修

得して短期大学士を取得する。

3年間履修するなかで、歯科衛生士の専門性を理解することを目標に、体系的に編成されたカリキュラムを立案している。教養科目では、文化的・社会的素養の育成を支援する科目や、歯科医療の高度化と専門化に伴う医療人としての社会的資質の必要性を見据え、コミュニケーション能力の更なる向上を目指した教育内容になる様にプランニングしている。専門教育では、歯科衛生士の業務に必要な科目を中心に、高齢社会に対応が可能な医療・保健・介護領域の充実を図っている。更に、学内での基礎実習は勿論のこと、実践に即した臨床・臨地実習の拡充を継続して行っている。授業科目における必修科目や選択科目は、3年間の教育年限を最大限に活用し、学生の履修意欲に繋がる様に、体系的にバランスよく組み立てている。特に、進路選択の時期である第3学年では、社会からの要望の高いチーム歯科医療も取り入れて、学生の指向性に合わせたカリキュラムを構築することができる様に、多様性のある選択科目を開講している。今後は、歯・口腔と栄養の関連について他職種との連携授業も検討している。

〔専攻科歯科技工学専攻〕

認定専攻科である専攻科歯科技工学専攻では、2年以上在学し、講義ならびに実習で62単位以上を修得する。所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

専攻科は4つの専門的コース（セラミックスコース、デンチャーコース、小児矯正コース、基礎応用コース）で構成されており、より専門的な知識と技術の修得を可能にしている。

専攻科は、歯科技工士免許の有資格者を対象として日本歯科大学附属病院において実習を行うことが出来る利点を活かし、臨床的かつ実践的な教育を行い、専攻科修了後は、歯科技工所、歯科医院であらゆる臨床に対応できる技術力を養成できるカリキュラム編成を行っている。特に、口腔内歯科領域にとどまらず、口腔顔面領域の欠損治療などの補綴学を学ぶことを目的に、顎顔面補綴技工学、歯科技工士に求められる審美的素養を高めることを目的として色彩学を編成することなどにより、より高度で専門性の高い教育を行っている。また、各コースではインターンシップによる、より高度な技術を修得するとともに社会性とコミュニケーション能力の向上を目的とした学習を積極的に取り入れている。さらに、歯科衛生学専攻の学生との相互交流を取り入れた授業を展開し、双方の専門性を高めるための包括的な教育を行っている。

さらに、専攻科特別研究を行ってレポート（学修成果）をまとめ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に学位認定審査の申請を行う。修得単位・レポートの審査と小論文試験に合格すると4年生大学卒業と同等の学士（口腔保健学）が授与される。

〔専攻科歯科衛生学専攻〕

認定専攻科である専攻科歯科衛生学専攻では1年以上在学し、講義と実習で40単位以上を修得する。所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。本学の専攻科は、専攻科特別研究を行ってレポート（学修成果）をまとめ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に学位認定審査の申請を行う。本学を卒業

後に歯科衛生学専攻で学んだ学生は、特例による審査方式で、修得単位とレポートが審査され、合格すると小論文試験が免除され、4年制大学卒業と同等資格の学士の学位が授与される。また、他の養成校から進学して本学の歯科衛生学専攻で学んだ学生は、通例による審査方式で、修得単位・レポートの審査と小論文試験が必要となり、それらに合格すると、4年制大学卒業と同等資格の学士の学位が授与される。

専攻科では、歯科衛生学科で習得した基本的な知識と技術をベースに、最新の医療技術や歯科衛生士の主要業務である歯科予防処置と歯科保健指導に対する歯科衛生士の概念を教育・研究することが可能な、包括的なカリキュラムの編成や授業形態を取り入れている。また、歯科医療現場の第一線で活躍する歯科衛生士による授業も取り入れ、実践に即した知識と技術を教授するとともに、各自の将来像を構築する機会を提供している。更に、歯科技工学専攻の学生との相互交流が図りやすい教員配置をし、双方の専門性を高めるための包括的な教育を行っている。特別研究担当の教員は、原則として研究領域に応じた業績に伴い、専任の教員が指導を担当している。令和3年度より、ヘルスプロモーション演習として、知的障がい者施設における口腔衛生管理を中心とする個別保健指導に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うために開講された教養科目では、文化的・社会的素養の育成を支援する科目や歯科医療の高度化と専門化に伴う医療人としての社会的資質の必要性を見据えた教育内容をプランニングしている。教養科目で習得した知識は、その後に学ぶ専門基礎科目と専門科目の基盤をなし、一貫性をもった教育内容となっており、学生の履修意欲に繋がる様にバランスよく組み立てている。教養教育の効果は厳格な成績評価により明確化され、教育効果の向上が必要と判断された内容については、補習授業などを通して学生の学習を支援するとともに、教育内容の改善を行っている。

歯科技工学科においては、幅広い教養と人間性の豊かさを養うとともに、歯科技工士として必要な思考力と感性を備えることができるよう、外国語や美術に関する授業科目や、コミュニケーション能力の更なる向上を目指した授業科目などの充実を図っている。

歯科衛生学科においては、社会人として必須となる文化的・社会的素養の育成を支援する科目や、歯科医療の高度化と専門化に伴う医療人としての社会的資質の必要性を見据え、コミュニケーション能力の更なる向上を目指した教育内容になる様にプランニングしている。また、社会のグローバル化に対応できる歯科衛生士の養成を目的

として、外国語科目の充実を図っている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

学校法人日本歯科大学建学の精神は「自主独立」であり、本学建学の目的を「心・技・体が調和した人間性豊かな歯科医療スペシャリストの育成」としている。

本学学則には、教育の目的を「本学は、教育基本法および学校教育法の精神に基づき、歯科技工および歯科衛生に関する専門の知識と技術を教授研究し、豊かな教養と人格を備えた、高度な医療技術者を育成し、もって国民の保健医療の向上に寄与する。」と規定している。この目的を体として、医学の一領域・人体の健康を担当する医療人として、知識、技術および倫理観など、学・術・道を兼ね備えた歯科技工士・歯科衛生士を養成している。すなわち、本学における教育は、全て国民に貢献できる医療技術者を育成する職業教育であり、学則に職業教育の役割・機能・分担が明記されている。

歯科技工学科・歯科衛生学科ともに、実践的な職業教育、学生のニーズに応じる職業教育、専門的能力の獲得を目指す職業教育に取り組んでいる。両学科ともに入学時より国家試験受験に至るまで、資格取得へのモチベーションを維持するためには、後期中等教育からの導入が必要と考え、入学後の初年時教育に円滑に繋がるように、以下のとおり取り組んでいる。

1) 本学では、オープンキャンパスを学生募集活動としてだけではなく、職業の内容や意義を、参加した高校生に対して体験教育する機会であると捉えている。具体的には、歯科技工学科では、歯型のストラップ作り・指輪（鋳造物）の研磨、レジン操作などの歯科技工士体験実習、歯科衛生学科では、診療の流れ、歯科ユニットを使用した予防処置をオンライン配信している。

2) 学生募集要項や短期大学案内にて、入学者の受け入れ方針を明示するとともに、国家資格としての業務や、卒業後の勤務実績について、理解できるように学科紹介を行っている。

3) 歯科技工学科では第2学年、歯科技工実習の一環として、日本歯科大学生命歯学部附属病院の「総合診療科」「矯正歯科」「小児歯科」において、各5日間登院し、診療見学を行っている。歯科診療の実際の現場を体験することにより、チーム医療の一員として、在学中における職業教育を図っている。更に、歯科技工学専攻においては、2年次にインターンシップの一環として、外部歯科技工所や日本歯科大学生命歯学部附属病院歯科技工室に3週間の研修を行い、職業教育の充実を図っている。

歯科衛生学科では、歯科衛生士のアイデンティティーである「歯科予防処置」「歯科診療補助」「歯科保健指導」を柱に、1～3年次を通して講義と実習を組み込み、職業教

育での充実を図っている。

とりわけ、2年次後学期から3年次前学期の1年間は、臨床・臨地実習で総計20単位と多くの時間数を費やし、日本歯科大学附属病院の各診療科（全6科）を中心にローテーションを組んで臨床に即した実習を行っている。臨床・臨地実習先は、日本歯科大学附属病院にのみならず、開業歯科医院（計20歯科医院）、保健所・保健センター（計15保健センター）、歯科診療室を有する障がい者センター（計5センター）に及び、歯科衛生士実習生としての1年間の臨床・臨地実習期間は、職業教育としてだけでなく、就職への方向性を考える期間にもなっている。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

本学のアドミッションポリシーは、「本学の基本理念と教育目標を達成するために、十分な学力と高い目的意識を持ち、相手の気持ちを理解できる人間性豊かな人を求めています。」である。

入学試験で行う入学志願者との面接においては、アドミッションポリシーにかなう人材を選別している。

入学志願者に対しては、短期大学案内と入試要項に建学の精神、教育の理念、教育の目的、教育目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを掲載しており、ホームページ上でも閲覧が可能である。また、入学時には出身高等学校の調査書の提出を必須とし、入学前の学習成果の把握を行っている。

本学の入学者選抜の方法は、総合型入学試験（Ⅰ期、Ⅱ期）、社会人入学試験、推薦入学試験、一般選抜入学試験の4つとなっている。入学志願者へのアドミッションポリシーの明示方法は、入学試験要項に示していることは勿論、本学ホームページ上、各種入試関係の公開雑誌や新聞広告などで公開している。また、高校訪問の際には当該高校出身の学生の状況が判る資料を作成して持参し、高校の進路指導担当者に入試状

況を含めて説明し、質問に答えている。入試要項は首都圏近郊の高等学校への郵送、メールと葉書による入試要項の入手希望者への郵送、入試相談会、オープンキャンパスおよび学校見学においての配布などの方法によっても広く公表されている。

オープンキャンパスでの説明、高校訪問における進路指導担当者との面談、東京都私立短期大学協会主催の大学説明会・短大フェア、業者主催の進学説明会、高校内進路説明会など、様々な機会で歯科技工士・歯科衛生士という職業の社会的意義や将来像、歯科技工士・歯科衛生士となるために入学する日本歯科大学東京短期大学のアドミッションポリシーを説明している。専攻科はこれに専攻分野に関わる目標が付加される。

オープンキャンパスでは、現役学生と本学卒業生が自分の体験を交えて進路の選択、入学、入学後の学生生活を高校生や保護者に説明し、懇談する機会を設けている。懇談の内容について教員は関与しないので、学生が本音を語ってくれており、来場者から高い評価を受けている。本学の暖かく楽しい雰囲気や充実した教育内容などについて率直に語ってくれていることは、学生にとって大学生活が充実していることの表れであると捉えている。

進学相談会などにおいて、入学志願者から入学試験の点数や評定平均値の合格水準についての質問がある場合は、単に学科の点数で選抜しているわけではなく、アドミッションポリシーの理解度と意欲が大切であることを説明している。また、入学後の努力によって学生の成績が向上し、学習成果を獲得して国家試験に合格できること、卒業後の進路や夢が大きく広がること、合格できるように支援する体制を日本歯科大学東京短期大学が整備していることを伝えている。

【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学では、入学時には出身高等学校の調査書の提出を必須とし、入学前の学習成果の把握を行っている。入学後は定期試験以外にも平常時の授業中の小テストやレポートなどを実施し、学習成果の確認を行っており、概ね学習成果の査定は明確かつ適切に行われていると考えている。各学科・専攻科ともに、学習成果は、関連する免許・資格取得の条件を参照しつつ、育成しようとする歯科技工士・歯科衛生士として必要な知識・技能・態度の習得を査定するものとしている。シラバスは学生を主語とし、「何を修得できるのか。」を明確にするために、ユニットごとの一般目標と行動目標を判りやすく記載しており、学生は各自が到達すべきレベルを十分に理解する様に、具体的に記載している。目標を設定する際には、修業年限内に達成可能なものとなる様に、学生の現状に照らし合わせて策定している。本学の教育課程終了後に、歯科衛生学科では令和2年度、令和7年度歯科衛生士国家試験を除き、卒業生全員が国家試験に合格している。歯科技工学科においても、平成29年度歯科技工士国家試験を除き、

卒業生全員が国家試験に合格している。長年にわたり、本学の学生国家試験に合格させ、数多くの歯科医療従事者を社会に輩出している結果からして、本学の学習成果には具体性があり、実質的な価値があると考えている。また、休学者と退学者が少なく、本学に入学したほとんどの学生が卒業し、国家試験に全員が合格していることから、学習成果は修業年限内で獲得が可能であり、合格率から学習成果を測定することが可能であると捉えている。

成績評価基準の設定については、教育の質の保証のため、各教員に毎年、評価の見直しを行うように依頼している。成績不振者がいる場合は学年主任・副主任に報告し、各科目担当者と協力して学習指導・補習の実施を検討し、実行に移すことによって成績不振者の底上げを図っている。

歯科技工学科では第2学年において年1回、歯科衛生学科では第3学年において年3回の国家試験対応の全国統一模擬試験を実施し、全国における学生順位と分野ごとの学習到達度などを学生に把握させ、学習支援を行っている。また、令和7年度は、歯科技工学科第2学年では総合評価（学説）を3回、歯科衛生学科第3学年では学内模擬試験を4回実施しており、学生の到達状況を学生本人と教員が共通認識として持てる様に工夫している。また、実施時期においてもフィードバックが出来るタイミングなどを考慮し、毎年、実施時期や試験内容の見直しを図っている。

更に、歯科技工学科第2学年の総合評価（実地）では、前学期実地試験において歯科技工の技術に対する学習評価の測定を定量的に行っている。試験終了後に学生に対して教員からフィードバックを行い、必要な学生がいる場合には技術力向上のための個人指導を行って効果をあげている。

歯科衛生学科では臨床・臨地実習開始前の第2学年前学期に、臨床において重要な歯科診療補助業務を想定したシミュレーションテストを実施し、学習成果の測定を行っている。シミュレーションテストでは課題終了後に学生に対して教員からフィードバックを行い、学生の理解が不十分であった部分を補うとともに、教員が学生の理解不足の箇所を把握し、次年度の教育改善に繋げる様努めている。このシミュレーションテストは、臨床・隣地実習の直前に行うので、学生のモチベーションは高く、教育効果を一段と高めている。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分 基準Ⅱ-A-7 の現状＞

本学の授業により学生が獲得した学習成果は、定期試験や授業ごとの小試験、課題・レポート、実習試験、臨床・臨地実習評価、授業態度などを定量化し、適切かつ厳正に評価され、教育の質の保証と向上のために活用されている。評価についてはすべてデータ化を行い、事務室で管理している。

学期末には教員と学生に対してマークシート方式の授業評価を行い、データ化して科目担当者にフィードバックを行っている。学生の成績については教授会で厳正なる審査を行い、学生が学習目標に到達しているかを確認している。

日本歯科大学附属歯科専門学校時代を含め、歯科衛生学科は令和2年度、令和7年度を除き、卒業者全員が歯科衛生士国家試験に合格していることから、学生の学習成果が目標レベルに到達している。また、歯科技工学科においては、平成29年度歯科技工士国家試験では不合格者が出たものの、令和7年度歯科技工士国家試験に至るまで合格率100%となっている。こうした状況を踏まえ、学習支援の充実をより一層図っていくこととしている。

専攻科における研究の成果は日本歯科大学東京短期大学雑誌で原著論文や研究報告として毎年公表し、歯科医師、研究者、歯科技工士、歯科衛生士、他の医療関係者、学生などから高い評価を受けている。また、歯科技工学専攻や歯科衛生学専攻を修了した学生全員が、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から4年制大学卒業と同等の資格となる「学士」を授与された。

学習成果の定期的な点検は、国家試験の合格率、模擬試験の結果、卒業試験問題の正答率・識別指数、各教科の成績評価や学外実習先、臨床実習先からの評価、卒業生の就職先からの評価（ステークホルダー調査結果）など、多くのデータを用いて行っている。

〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8 の現状＞

〔歯科技工学科・専攻科歯科技工学専攻〕

歯科技工学科では、平成24年度から26年度卒業生の就職機関に対して、平成27年度ステークホルダー調査を実施し、歯科診療所、歯科技工所に学生教育に対する意見や要望を収集した。調査結果から得た本学学生に対する知識と態度については、約半数の機関で「大変良い。」、または「良い。」という高い評価を得た。唯一、「良い。」という評価でとどまっていた技能について分析したところ、「全部床義歯」や「部分床義歯」についての優れた技能と知識への期待度が高いことに起因することが明らかになった。また、卒業生の社会性についても良好な評価が得られたのは、コミュニケーション能力を高めることを目標としたコミュニケーション学を授業に取り入れた効果であると考えられる。このことから、今後も継続して、カリキュラムに取り入れ、

更なる向上を目指していくことが重要であることが明らかになった。今後も、ステークホルダーに対する調査を継続して、本学ならびに本学学生に対しての意見や要望に耳を傾け、更に社会が求めている優秀な歯科技工士を輩出したいと考えている。

[歯科衛生学科・専攻科歯科衛生学専攻]

平成 24 年度から 26 年度歯科衛生学科卒業生の就職機関に対して、平成 27 年度にステークホルダー調査を実施し、歯科診療所、行政機関、企業などにおける歯科衛生士に対する意見と学生教育に対する意見や要望を収集した。ステークホルダーの本学学生に対する知識、技能および態度についての評価は、60%～85%の機関で「大変良い。」、または「良い。」と高くなっていた。その就職機関が雇用した歯科衛生士に求める能力としては、専門的な知識と技術に加え、高いコミュニケーション能力や PC に精通していることなどが挙げられた。その一方で、本学として充実すべき項目として、ブラッシング指導、歯石除去およびフッ素塗布などの基本業務に加え、コミュニケーション能力の向上が指摘された。今後も、ステークホルダーに対する調査を継続して、本学ならびに本学学生に対する意見や教育についての要望を真摯に受けとめ、更に社会に求められる優秀な歯科衛生士を送り出したいと考えている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

歯科技工学科では、歯科医療の高度先進化に対応して変化する歯科治療と材料に対応することが出来る知識と技術を2年間の在学中に身に付けなければならない。そのため、授業日程は過密である。歯科衛生学科は第2学年後学期から第3学年前学期まで日本歯科大学附属病院、歯科診療所、保健所および高齢者施設などで臨床・臨地実習を行っている。臨床・臨地実習開始前に歯科衛生士業務に関わる一連の講義や基礎実習を終了しなければならないため、第1学年後学期から第2学年前学期までのカリキュラムが非常に過密になっている。歯科医療業務の拡大により学ぶべき事項も増えており、授業内容の充実を図ることが必須となっているが、そのために、カリキュラムを過密にしかねないという状態にある。今後、授業内容を常にブラッシュアップして、より効果的なカリキュラムを検討し、学生の負担を軽減するように努める必要がある。

本学の教育の特色の一つとして、授業内で実施している小試験や質問および学生との面談において学習に集中できていない学生や成績が不振である学生を早く見つけ出し、生活習慣や学習方法の改善を当該学生と相談しながら探し出し、細やかに個別指導している。学生対応に要する時間と労力が教員の負担になり過ぎないように配慮すること、またその教員の教育技法を高める指導も含めて、教員全体でサポートすることが重要である。

歯科衛生学科では、卒業生が国家試験に合格している実績はあり、また、歯科技工学科においても高い合格率を維持してきた実績があるが、その一方、学習についていけず、留年、退学および進路変更する者がわずかではあるが両学科とも存在する。本人からは「勉強についていけない。」、「他の方面に興味に移った。」などとの言葉が聞かれ、入学時にはアドミッションポリシーには適合していたが、能力や指向性が不足し、学業の継続が困難を伴う場合があった。これらの兆候は学年主任・副主任を始め、すべて

の教職員が共有し学生を見守り、励まし、学習の支援を行っている。保護者の経済状況や社会的状況などの諸状況を総合的に勘案しながら、中途退学者が出ない様に学生の生活や学習の指導を引き続き綿密に行わなければならないと考えている。しかし、進路変更は最終的には本人の決断である。また、最近では、学生本人の本学入学への指向性が弱く、手に職を付けさせたいという保護者の強い希望で本学を受験し、入学してくる学生もいる。学生の学習意欲を高め、卒業に至らせる教育を実施するために、学修成果を常に見直して行くことが必要である。

入学者の選抜においては、本学のアドミッションポリシーに合致しているかが面接における重要な観点である。更に、国家試験に合格し、医療従事者として活躍することが出来るか、医療人となり得る常識を備えているか、医療職の持つ社会的意義を理解して自らの意思で志願しているか、知識・技術・態度の厳しい学習に耐える覚悟が出来ているかを確認している。とりわけ、歯科技工士・歯科衛生士になることを自分で決断して、努力を厭わない決意が出来ているか否かも人物評価の要点である。

本学に入学後、成績が振るわない学生に対しては個別に指導を行い、生活面では学年主任・副主任が、心理面ではカウンセラーを置いて対応しており、内部関係者には知られたくないことはカウンセラーに相談できる体制を整えている。

本学の学生が学習や課外活動などで大変ななか、大学生活を楽しみ、仲間たちと支えあって卒業して国家試験に合格するという達成感を味わせること、成功体験を刻み込み、人生の苦難にも立ち向かえる力を付けさせることが使命であると認識している。しかし、個々の学生が様々な背景を持ち、悩んでいる問題も学生一人ひとりによって異なるので、どの様にしたらそれぞれの学生が納得できるようになるのか、また細やかに配慮し、平等に学生に対応する最善の方法を探求していくことが今後の課題である。

歯科技工士を養成する歯科技工学科・専攻科歯科技工学専攻では、ステークホルダー調査において、「全部床義歯」や「部分床義歯」についての優れた技能と知識への期待が高かった。これらの科目は、高齢社会に対応するためにきわめて重要であることから、今後、「有床義歯」のシラバスを検討し、より実践的なカリキュラムを導入して行くことが必要であると考えている。また、少数ではあったが、PCでMicrosoft WordやExcelに精通して欲しいとの意見も挙げられていた。現在、「情報リテラシー」において、PCに関する授業を行っていることから、シラバスの内容を検討し、Microsoft Officeを実践的に活用し、自分で考え、操作できる様に課題を工夫した内容に変更して、演習を行っている。

また、歯科衛生士を養成する歯科衛生学科・専攻科歯科衛生学専攻では、ステークホルダー調査において、充実すべき項目として、ブラッシング指導、歯石除去およびフッ化物歯面塗布の基本業務に加え、コミュニケーション能力が指摘されたことから、基本的な業務に関する授業・実習内容の改善とカリキュラムの見直しを検討した。コミュニケーション学のなかで、模擬患者からの意見を聴く授業を取り入れ、患者対応に関する教育を充実させる予定である。また、少数ではあるが、コンピュータスキルとして Microsoft Word や Excel に精通して欲しいとの意見も挙げられていたことから、歯科技工学科との合同授業である「情報リテラシー」において、PC を使用して Microsoft

Office を実践的に活用し、自分で考え操作できるように課題を工夫し、内容を変更して、演習を行っている。ブラッシング指導、歯石除去およびフッ化物歯面塗布については、知識・技術の向上を目的として授業内容の改善を図った。

卒業生の就職先であり、本学の臨地実習担当の歯科診療所や保健センターなどへは、教員が訪問して打ち合わせを行う際に就職先からの評価や意見を聞き、それらを参考にして学内の教育改善を図っている。更に、就業先とは学科として連携を持ち、率直な意見や評価を取り入れながら、卒業生・修了生のフォローアップと超高齢社会に対応できる質の高い教育に繋げていきたいと考えている。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

本学は、その目的を「本学は、教育基本法と学校教育法に基づき、歯科技工と歯科衛生に関する専門の知識・技術を教授研究し、豊かな教養と人格を備えた、高度な医療技術者を育成し、もって国民の保健医療の向上に寄与することを使命とする。」と学則に規定している。この目的を体して、医学の一領域・人体の健康を担当する医療人として、知識と技術と倫理観を兼ね備えた歯科技工士と歯科衛生士を養成することを使命としている。この目的を達成するために、歯科技工士と歯科衛生士の業務に必要な

な専門科目はもちろんのこと、英語、コンピュータスキル及びコミュニケーション能力の習得、上級救急救命などの資格取得のための機会も設けている。また、歯科衛生学科では介護技術論の授業を実施するなど、社会のニーズに対応できる歯科技工士と歯科衛生士の育成に励んでいる。専門分野の授業には、可能な限り多くの教員を配置し、学生の学習成果の獲得を支援しているとともに、ゲストスピーカーとして、実際に臨床に携わる方達の現場の声を反映した授業内容でスキルアップを図っている。本学の教職員は、学生の学習成果の獲得に向けて努力をし、責任を果たし、学生のための教育を日々行っている。個々の科目で獲得する成果については、教務委員会が本学の教育理念の確認、授業時間の確保と補講、授業中の学生指導、試験、公正な成績評価の保持、組織的な成績評価基準の設定および授業のオリエンテーションについて説明し、学生の学力確保のための努力を各教員に促している。

教員は、「学位授与の方針（ディプロマポリシー）」に対応した成績評価基準により、学習成果を評価している。「シラバス」に記載した各科目の成績評価方法に従って評価を厳正に行い、学則に基づいて学業成績の判定を行っている。

更に、科目担当者は小試験を随時授業時間内において実施しており、教員自身が学生の理解度を把握しながら授業方法を模索して質の向上に努めている。科目担当者には、小テストの実施や教材の工夫などによって教育効果を上げ、かつ学生に自主的な学習への取り組みを促すために、課題を出すなどの努力を促している。

各科目担当者は必ずオフィスアワーを設け、連絡先や対応可能な時間をシラバスに掲載し、学生の質問・疑問に応じる体制をとるだけでなく、オフィスアワー以外の時間でも教員室・教授室・研究室を訪れる学生の質問・疑問に対応している。また、各教員は自分の授業終了後に教室で質問に応じ、学生の質問・疑問に丁寧に応じており、学生は十分に満足している。

個々の科目で獲得する成果については、教務委員会を中心にすべての授業についてのカリキュラム上の整合性などの調整を行っている。専任教員間の授業体制についての意思疎通は、授業開始前に教員間で綿密な打ち合わせを行って整合性をとっている。兼任講師との意思疎通については、学科長、教務課長およびクラス主任が兼任講師と年間の授業内容の打ち合わせ時に行っている。専任教員は、授業や実習開始前には必ず授業内容について打ち合わせや意見交換を行い、調整や修正だけでなく、連携可能な部分の把握・改善にも積極的に努めている。また、日常の業務においても、授業に関することだけでなく、学生の学習状況や注意を必要とする学生に関する情報交換も積極的に行っている。注意を必要とする学生には、学生委員会を中心に、学年主任・副主任による声掛けや個人面談を実施し、状況の確認と意思疎通を図り、学生が学習しやすいよう環境を整える様に、日々努力している。更に、関連科目の教員間では、非常勤講師も含めて必要に応じていつでも授業・実習前後などに直接、あるいは電子メールなどを用いて打ち合わせを行い、授業内容の調整を行っている。

教員間での打ち合わせでは、授業の組み立てや評価の方法、シラバスの作成に関する説明や意見の統一だけでなく、授業担当者同士がそれぞれの科目における問題点などの情報を交換し、お互いに共有することで学科全体での学習成果に結びつけている。

本学の専任教員は日本歯科大学歯科医学教育ワークショップの研修を修了しており、

カリキュラムプランニングから学習指導の基本理論を学んでいることから、教育の質は担保されている。教員は、全国歯科技工士教育協議会、全国歯科衛生士教育協議会主催の専任教員講習会に出席し、教育方法やメンタルヘルスケアなどの学生教育手法に関する研鑽を積んでいる。本学の教員は、学長を始めとして多くの教員がカリキュラムプランニングに精通しており、歯科技工士・歯科衛生士の専任教員を対象とした講習会や歯科大学のFD活動の講師として多くの各養成校の教員指導にあたっており、歯科技工士・歯科衛生士教員の教育レベルを向上させるために貢献している。

本学 FD 委員会を中心に、教育改善のためのワークショップの開催を行い、教員に限らず職員も参加している。また、日本歯科大学生命歯学部と附属病院主催のワークショップや講演会にも積極的に参加している。更に毎年時実施している東京短期大学主催の FD では、「アセスメントプラン」と「新入生アンケート」をテーマとし、本学のアセスメントプランの点検を通して教育の質を高め、多くの入学者を得るための方略について検討した。

本学 FD では、歯科技工士専任教員講習会、歯科衛生士専任教員講習会、歯科衛生教育学会、また学生支援業務に関連した研修会やセミナーに参加した教員による報告や、授業方法に関する講義、学則の解説などを随時実施し、職務を遂行するための知識やスキルを習得し、授業改善に取り組んでいる。

本学では、学年担任制度をとっている。学生個人の各科目の学習に対して直接の指導責任を持つのは科目担当者であるが、学習に関係する生活指導や保護者への対応などは、学年主任と副主任が担当し、学生の学習成果獲得と学生生活に対する支援をきわめてきめ細かく行っている。また、全学生に対し、前学期に学年主任・副主任による個人面談を行っている。学業と生活の両面から学生の話を聴き、悩みがある学生の相談にもものっている。なお、学生の学習成果獲得と学生生活については、必要に応じ、学生委員会で情報の共有化に努めており、本学全体として学生を指導していく体制をとっている。

前学期、または後学期末に「学生による授業評価」を実施し、学生の満足度・授業に対する素直な意見を聞くことにより、更なる効果的な授業の組み立てが出来るように努めている。

授業評価の結果は授業を担当する教員にフィードバックされ、教育力の向上に活用されている。また、オムニバス形式の授業の場合は、主担当者がそれぞれの担当者の評価をまとめ、効率良い授業作りに役立てている。

学習成果の獲得に向けた学生生活と学習に対する支援は、入学時のオリエンテーションから始まり、卒業に至るまできめ細かく組織的に行っている。入学時の新入生オリエンテーションで新入生に対する学生生活や学習に対する支援を実施しているほか、入学式に引き続き歯科技工学科・歯科衛生学科第 1 学年保護者会、歯科技工学科第 2 学年病院技工実習オリエンテーションや歯科衛生学科第 2 学年において、保護者に対し学長、学科長、教務課長、学生課長、クラス主任・副主任などによる教育の理念、教務の概要、試験・成績、進級・卒業（修了）、学生生活などを保護者にも説明し、理解を得るとともに、学生・保護者・本学の三位一体で学生生活を向上させることが出来る様に努力している。今年度は対面での保護者会を開催した。

学習や科目選択のための資料は、シラバスとして製作し、各学期の初めにオリエンテーションを行い、学生に周知徹底している。

選択必修科目については、学生の指向性、適性および進路希望などにより選択が可能となり、意欲的に学習に取り組む環境を構築するべく努力している。

学力不足の学生に対しては、科目担当者が学年主任・副主任に報告し、個々の学生に応じた学習指導・補習の実施を検討している。学年主任・副主任による補習授業の実施や、科目担当者に課題などを提示してもらい学習する機会を設けることもある。学生が学力不足により学業継続を断念することがないように配慮している。更に、組織的な成績評価基準を設定することで、卒業生の質の保証に努めている。

国家試験受験に際し、学生の学力向上を図るため、歯科技工学科では第2学年、歯科衛生学科は第3学年当初から、国家試験に対応した試験を実施し、問題点を開示し、学習を促している。また、学力が不足している学生には補習授業を行い、国家試験近くには多数の教員による少人数の学生を対象とした指導を行っている。学生の学習上の問題については、科目担当者や学年主任・副主任などが連携をとり、親切に学生の相談にのり、きめ細かく対応している。

学生生活についての悩みは学年主任・副主任が窓口となり対応するとともに、カウンセラーを置き、匿名での相談も受けることが出来る体制を整えている。

卒業後の進路に関する相談・アドバイスについてはキャリアサポート委員会や学年主任・副主任がこれに当たり、適切な指導と助言が行われている。求人票の見方、履歴書の記入法、各種保険などに関する説明会を実施して学生の就職を支援し、希望する学生には、個別に模擬面接や小論文の添削なども行っている。

事務職員については、本学のFD委員会によるFD・SD研修会や日本歯科大学生命歯学部で実施されている研修会に参加している。また、教育系のワークショップや歯科技工士専任教員講習会、歯科衛生士専任教員講習会、歯科衛生教育学会、また学生支援業務に関連した研修会やセミナーに参加した教員による報告などを通して、職務を遂行するための知識やスキルを共有し、学習成果を認識し、学習成果獲得ための責任を果たしている。

また、学生委員会、教務委員会、キャリアサポート委員会などにも事務職員が必ず委員として参加しており、そこで報告される学生状況を把握して学生支援に活かし、また教育課程の改善についても業務の一端を担い、教育目的・目標の達成状況を把握し、就職活動の求人などの資料を学生に提供することにより、助言を与え、不安を漏らす学生には励ましの言葉をかけるなど、学生支援における職責を果たしている。

事務室窓口は短期大学校舎1階の玄関正面にあり、事務職員は校舎に出入りする学生と挨拶をかわして交流を深めている。そのため、日々学生の様子を身近に観察することができ、体調不良や悩んでいる学生についても早期に把握することが可能であり、緊密な人間関係を構築できている。

情報機器の利用に関しては、学生が自由に自らのためにコンピュータを利用できるよう、日本歯科大学生命歯学部のPCルームを本学学生にも開放し、授業や試験で利用している場合を除いて、通年9:30~20:00の間でいつでも利用可能な状態にしている。PCルームの利用法やコンピュータ操作に疑問を持つ学生には専任教員が対応し、

学生の学習向上のために支援を行っている。なお、PC ルームの利用については、「新入生オリエンテーション」時に、図書館職員がガイダンスを実施して利用案内を行っている。

PC ルームには 154 台の P C が設置されており、歯科技工学科と歯科衛生学科の第 1 学年は全員同時に「情報リテラシー」を受講することが出来る。学生は Microsoft Word、Excel 及び PowerPoint の基本操作を学び、レポートの作成、歯科保健指導および研究などに活用している。また、IT 社会に対応したインターネットスキルを身に付けることが出来る演習も実施している。また、授業以外でも常時、約 50 台を自習用として開放している。

図書館は、生命歯学部と共用しており、専門の図書館職員を配置して、学生の学習向上のための支援を行っている。PC ルームと同様に、図書館の利用についても「新入生オリエンテーション」時に専門図書館職員がガイダンスを実施している。図書館の閲覧室には「購入希望図書」を記入する用紙を常時設置しており、学生や教職員が希望の図書や参考書の受入れを自由に申し出ることの出来るシステムをとっている。

生命歯学部のホームページに図書館のリンクがあり、学内 LAN から蔵書や文献の検索、あるいは相互貸借による文献の申し込みをすることが出来る。また、生命歯学部設置されている図書委員会に委員として参加している本学の教員が 2 名おり、学生や教職員の希望図書について委員会に報告し、大学全体で生命歯学部と東京短期大学の学生の学習支援ができる体制をとっている。

歯科衛生学科第 3 学年の卒業研究（選択科目）受講者や専攻科生は、図書館に導入されている医学中央雑誌 Web や PubMed などのデータベースによる文献検索方法について授業で学ぶとともに、希望者は専門図書館職員が説明する講習会が年に数回行われるので、受講することが可能である。生命歯学部図書館は医学図書館協会に加盟し、図書館相互利用の拡充を図っているため、学生や教職員の勉強や研究に利便性が年々向上している。

本学では、各講義室にプロジェクターが常設されている。また、教員室に教職員が利用可能なコンピュータが複数台配置されており、科目担当者が授業や実習で活用している。

歯科技工学科の 2 つの実習室と、歯科衛生学科の基礎実習室には、各実習台にモニターが接続されているため、基礎実習中、コンピュータからの映像やスライドなどを学生が自分の実習台で視聴することが可能である。学生が場所を移動することなく、見たいときに細かい部分まで視聴することが出来る環境を提供しており、学生に好評である。

また、本学では教務管理システムソフト infoClipper（インフォクリッパー）を導入している。infoClipper は学籍管理・出欠管理・成績管理に加え入試から就職までの学校業務をサポートする教務システムソフトで、これまで各学年や各学科で管理していた学生の成績情報や授業の出席状況などを一括管理することができ、全教職員が全学生の状況を瞬時に把握できるようになった。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学者に対しては、入学前の就学説明会と入学式後に新入生オリエンテーションを行い、入学後の授業や学生生活が円滑にスタートできるように、学生便覧とシラバスを配布し、教務課長、学生課長、事務職員や図書館職員、学年主任・副主任が説明を行っている。

学習や科目選択に必要な資料は、学生便覧とシラバスを配布し、各学期の初めにオリエンテーションを行い、学生に周知徹底している。また、科目ごとに授業開始前にシラバスを用いて、科目担当者から当該科目の授業概要、参考書、成績評価の方法および連絡先・オフィスアワーについて説明し、学生への学習の動機付けに焦点を合わせた学習方法の周知徹底を図っている。

選択科目に関しては、シラバスに掲載し、入学前の就学説明会と学年初めに行うオリエンテーションの時に教務課長、学科長およびクラス主任から説明を受け、学生が授業内容を理解した上で科目を選択しやすくなる様に配慮している。

授業予定については、シラバスだけでなく学習支援ソフト moodle を導入し、スマートフォンやパソコンで学内専用サイトにアクセスすると、年間スケジュール、2週間分の授業予定を閲覧することができ、モチベーションを上げ、学生の自主学習に活用されている。

入学直後に、大学・短期大学卒業などの社会人入学者に対して、教務課長から、選択科目を含めた既修得単位の認定について説明を行っている。新入生の申請を受け、教

務委員会で検討し、教授会で学長が認定し、社会人入学者の負担を軽減させている。

成績の振わない学生に対しては、学年主任・副主任と授業担当者が相談にのり、課題などを提出し、学習の機会を設ける様にしている。必要に応じてマンツーマンの指導も行っている。また、学生の自主学習を促すために、落ち着いて学習することの出来る様に場所を確保し、環境整備に努めている。

学生の学習上の問題については、科目担当者や学年主任と副主任などが相談にのっている。また、学習上の問題・学生生活についての悩みについては上記教員に加え、教務課長や学生課長も相談を受ける体制をとっている。

国家試験の受験に備えて、国家試験同様の形式で学内模擬試験を実施している。基礎学力が不足している学生に対しては、歯科技工学科は第2学年から、歯科衛生学科は第3学年当初から国家試験の科目別の補習授業を実施し、学習を促している。また、国家試験受験間近には多数の教員によるきめ細かい個人指導を行い、学生の学習レベルの向上を図っている。

学習進度の早い学生には、参考問題や参考図書を紹介し、学習支援を行っている。時には実習室を開放し、実習スキルの向上を目指したい学生の要望に答えている。更に、歯科技工士、歯科衛生士の学会や研修会などの情報を発信し、専門領域で活躍している同窓生との交流を深めるなどの支援を積極的に行っている。

卒業後の進路に関する相談・アドバイスについては、キャリアサポート委員会や学年主任・副主任がこれに当たり、適切に指導・助言を行っている。事務職員も事務室の窓口業務を通じて学生と対話しており、短期大学全体で学生の学業・学生生活・卒業後の進路指導に当たっている。

日本歯科大学東京短期大学は独自の外国の姉妹校を持たないが、日本歯科大学には多数の海外姉妹校がある。本学学生からの留学希望があれば、留学先の斡旋は可能であるが、現在までに留学希望者は出ていない。また、海外からの留学希望者もいない。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体

制を整えている。

(10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

(11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

(12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。

(13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

学生生活を支援するための組織は、学年主任と副主任を中心に、学生委員会とキャリアサポート委員会などが支援を行っている。また、学生奨学金制度や学生総合保険については事務職員が対応している。学生生活を支援するため、学習支援ソフト moodle を導入しており、スマートフォンやパソコンで2週間分の授業プログラム、当日準備する物、休講・授業科目と授業時間の変更、大学からのお知らせや学生課長から長期休暇に向けた諸注意などが確認できるようにしている。台風等の緊急時の大学から学生への通知にも威力を発揮している。

日本歯科大学生命歯学部には、学生会と文化部・運動部・学術部など、数多くのクラブがあり、本学の学生も生命歯学部学生と一緒に幅広い活動を積極的に行っている。生命歯学部と本学の学生に、授業終了時間の違いがあるにもかかわらず、短期大学学生のクラブ入部者は、毎年増加しており、また、短大生の活躍も目立っており、注目されている。毎年開催されている全国歯科学学生総合体育大会の競技に、歯科技工学科と歯科衛生学科の学生も多く参加し、好成績を残している。また、歯科衛生学科においては修業年限が3年となっており、多くの学生がクラブ活動に参加できる体制になってきている。

学園祭「富士見祭」は、例年10月下旬に2日間開催されている。富士見祭では生命歯学部の学生と一緒に、クラブ活動の成果報告や発表を行うとともに、短期大学として独自のイベントを実施している。令和7年度の富士見祭は10月11日（土）、12日（日）に開催された。学生会も生命歯学部と一緒に新入生歓迎会と富士見祭など、様々な活動を積極的に行っている。また、毎年7月には、本学の学生と短期大学教職員全員が一同に会して、学生会の学生が中心となってプランニングして行う短大交流会を開催し、各学科各学年における横断的かつ縦断的な連携を図るとともに、学生と教職員がお互いに親睦を深めあっており、学生は毎年、この日が来ることを楽しみに待っている。令和7年度の短大交流会は7月1日（火）に開催された。

学生の休息のための施設・空間は短期大学全体では小規模ではあるが、1階ロビーに机とイス、2～4階にラウンジ（机とイス、ソファ）を設置している。また、生命歯学部の一階にはメモリアルホール、学生食堂「オアシス」および風のガーデン（広場）があり、本学学生も昼食と休憩などに利用している。更に、クラブ活動の部室を使用している学生も見られる。

売店は、生命歯学部本館内と附属病院内に設置されており、適時学生が利用できる様になっている。本学内には飲料の自動販売機のみとなっているが、自動販売機脇に

無料で利用できるウォーターサーバーを設置し、多くの学生が利用している。

日本歯科大学の学生寮として、東京メトロ東西線で本学まで約 20 分で通学できる全室個室の女子寮「木場寮」が設置されている。交通至便な場所にあり、通学に便利である。毎年、入寮希望者が多く、人気のある女子寮である。女子学生寮には管理人が常駐しており、病気や怪我をした時は、管理人が対応する。また、舎監、本学の事務職員でも相談にのっている。

本学は、JR 総武線飯田橋駅東口改札口を出て徒歩で約 6 分の交通至便な所に位置し、地下鉄は有楽町線、大江戸線、南北線、東西線と多数あり、通学には大変恵まれている。そのため、通学のための特別な便宜は行っていない。

本学独自の奨学金は設置していないが、日本学生支援機構奨学金などの経済的支援を受けることが出来るように配慮している。なお、毎年、歯科技工学科と歯科衛生学科の各学年の成績優秀者若干名に対して、学術優秀賞を授与している。

学生の急病対策としては、併設されている附属病院の内科・外科・歯科、または生命歯学部保健室での対応が瞬時に出来るようになっている。学内には体調不良者の対応のため静養スペースが設置されている。

また、学生の健康維持などの保健指導に関しては、学則第 49 条に則り、年に 1 回、健康診断を実施している。また、本学学校医の指導のもとに、本学教員と日本歯科大学附属病院教職員あるいは外部医療機関との連携による対応を行っている。更に、第 2 学年からは臨床・臨地実習があることから、歯科技工学科と歯科衛生学科の第 1 学年を対象として、B 型肝炎・風疹・麻疹・水痘・耳下腺炎・百日咳の感染予防のため血液抗体検査や結核の検査を行って、ワクチンの予防接種を推奨している。また、例年歯科技工学科第 2 学年、歯科衛生学科第 2・3 学年の学生に対するインフルエンザの予防接種を実施している。体調面のケアに関しては主に学年主任・副主任が対応し、必要に応じて附属病院や学生のかかりつけの医院で対応することとなっており、持病のある学生については継続的な経過観察が行われ、適宜、相談にのっている。

更に、平成 21 年 6 月 1 日からは生命歯学部と東京短期大学のキャンパスおよび附属病院の敷地内を全面禁煙としたが、その目的は①学生の学習環境や教職員の労働環境を整えること（特に受動喫煙を防止した学習環境を整える。）、②医療従事者としての意識向上（喫煙と口腔疾患の関連は明確であり、口腔疾患の予防と治療効果向上のため、患者に禁煙指導を行う立場にある喫煙者が禁煙指導をすることは困難）である。その目的達成のため、定期的な禁煙教育の実施と喫煙者に対しての禁煙支援事業として、医師・歯科医師のコンサルテーション、ニコチンパッチなどの無償提供を行っている。

メンタルヘルスに関しては、学年主任・副主任が中心となり対応している。加えて、日本歯科大学に嘱託のカウンセラー（臨床心理士）がおり、決められた日時に予約を取り、面談を行うことが可能である。

学生生活相談と生活指導は、歯科技工学科と歯科衛生学科の各学年に配置される専任教員の学年主任と副主任が、学生課と協力して主たる対応を行っている。これは、学生個人のみを対象とするのではなく、場合によっては保護者など、近親者の参加を求めて、面接などによる対応も行っている。また、入学直後にオリエンテーションを実施

し、学生同士が触れ合い・語り合う機会を早めに設定して、相互にコミュニケーションをとり、一人で悩みを抱え込まない様に配慮している。

本学では、学生生活に関する学生の意見や要望の聴取を目的として、毎年、歯科技工学科では第 2 学年、歯科衛生学科においては第 3 学年の卒業を目前に控えた学生を対象として、学生生活満足度調査を実施している。歯科技工学科、歯科衛生学科ともに、講義や実習、施設や設備、学校行事、教員数や教員の教え方、友人関係や他学年、他学科との繋がり、キャリアサポートなど、学生生活全般についての満足度や実施状況などについて調査している。

調査の結果から、歯科技工学科の学生は、大多数の学生が学生生活に満足していると回答し、その要因として、教員の教え方、実習、講義、施設（教室、校舎）に関する満足度の高さが挙げられた。講義は専任教員だけでなく、日本歯科大学生命歯学部や附属病院の講師が、より臨床的な観点から幅広く講義を行っている。また、講義は、教本を基本にしたがの重要なポイントを押さえ、プリントを配布し、実習では、手元が良く見え、模型などの副教材が充実することで理解が得やすいという意見が多いため、これらを取り入れて行っている。令和 7 年度から新しくなった実習室では、デモンストレーションが良く見えるよう各机にモニターを置き、手元を見やすさが向上した。そのため、これらの項目に対しての満足度が高いと考えている。より充実すべき教育内容については、「CAD/CAM の設計知識と操作」という意見が挙げられていたため、CAD/CAM の実習時間を増加し、充実を図る必要がある。また、学校行事、クラブ活動、他学科などとの繋がりが満足度の低い項目として挙げられた。今後、これらの充実を図る必要があることが明らかとなった。歯科衛生学科では、学生生活に対する満足度が高かった。その理由として、友人関係が挙げられ、その他には、施設（教室、校舎）、設備（器具、器材）、教員の教え方について満足度が高かった。講義に対してはほとんどの学生が満足していることが明らかとなった。実習に対して、「経験したかったことが実習できた。」という意見が挙げられた。しかし、「超音波スケーラーや歯面清掃器の実習をもっと行いたかった。」という意見も挙げられていた。このことから、歯科予防処置実習において、模型実習の基礎実習室の実習台および相互実習の基礎実習室のユニットに超音波スケーラーを設置し、超音波スケーラーと歯面清掃器の実習時間を増加させ、改善を行った。満足度が低かった項目としては、他学年、歯科技工学科、生命歯学部との繋がりが少ないという意見が寄せられた。将来の就業と医療職連携を見据え、今後、学内・学外の交流の充実を図ることが必要であることが明らかになった。

留学生の受け入れ態勢については、本学では、現在、留学生が在籍していないため、学習と生活を支援する体制は整備していない。

本学では社会人入試を実施し、大学卒業、短期大学卒業および社会人などの受験生を受け入れている。他大学卒業者に対して、既修得単位を認めており、余裕が出来た時間を有効に利用してもらっている。現役入学者に社会人入学者が合流することにより、クラス全体が活性化し、有益な交流が行われ、教育効果も高まっている。社会人入学生は、クラスの核となる人材となっているばかりでなく、サポート役も担っており、教員に対してもよい刺激となっている。今後も、社会人受け入れを積極的に推進していきたいと考えている。

本学では、長年にわたり、学生による口腔の健康管理を目的とした活動に取り組んでいる。千代田区と文京区内の小・中学校と台東区内の高齢者施設では、年齢に応じたヘルスプロモーション活動を行い、口腔の健康管理を実践している。更に、台東区内の特別養護老人施設では、学生と専任教員が入所者の口腔ケアを実施し、口腔ボランティア活動を積極的に行っている。更に、本学の発展と活性化のために積極的に社会的活動を行った学生に対して、東京短期大学貢献賞を授与している。

学生が自己学習などで各階のラウンジや講義室を使用できるようにしている。また、生命歯学部セミナー室を利用したグループ学習も可能であり、教室以外に学生が自主的に勉強できる空間を提供している。定期試験や国家試験前には多数の学生が学習室として利用している。

また、本学では、安全な学生生活を送れる様に安全面には万全を期しているが、大学生活ではこれまでと違い行動範囲も広くなり、身の周りの危険性も増大してくることから、万が一の事故に対する備えとして、より充実した保険制度である本学独自の学生総合保険制度を設けている。

この保険制度は、全員加入であり、正課の授業を含む 24 時間中の不慮の事故による負傷や賠償責任、臨床実習中の針刺し事故などによる感染症予防費用、医療関連実習中の事故などによる賠償責任が補償される。

その他、任意加入の保険制度として、病気を含む入通院の治療費用実費、扶養者の不慮の事故による万一の場合の学資費用、その他（救済者費用など）の補償も設けられている。

本制度は、一般より安い保険料で補償を受けることができ、学内の事故に限らず、学外での事故も補償されるものである。また、任意加入による保険ではあるが、病気による治療費や扶養者が急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）によって死亡した場合などの学資費用も補償されるものである。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職希望の学生には、該当学年の学年主任・副主任が中心となり、全教員がキャリアサポート委員会と連携しつつ、相談と指導にあたり、就職支援活動を行っている。キャリアサポート委員会では、学生が医療専門職である歯科技工士と歯科衛生士の就業の状況を十分に理解して、積極的に就職活動に臨んでもらうため、きめ細かく情報の提供、進路支援および指導を行っている。キャリアサポートの指導には、事務職員が深く

関わり、就職活動の順序を理解させ、社会人としての基本的知識も就職支援として指導している。

社会保険制度、税金、給与の意味や理解、それに伴って、求人票の読み方、履歴書の記入方法などのガイダンスおよび面接試験での攻略法の説明と実地を交えたキャリアサポートガイダンスを開催している。

ガイダンスでの講義内容は、社会保険制度について解説し、医療保険、年金保険、雇用保険、労働者災害補償保健、介護保険の内容と種類、保険料の自己負担額など、メリットデメリットの例を用いて説明している。

更に、本学では、国家資格を有する女子学生を多く輩出させることから、卒業後、一生涯続けられる仕事として考え、近い将来訪れるであろう、妊娠・出産時や育児期に支給される休暇や給付金、保険金、税金の制度を現実的に判り易く伝えている。

また、歯科技工学科、専攻科歯科技工技工学専攻の学生には今後個人で起業することが出来ることから、雇い主側の視点にも立って考えられる様に説明を行っている。税金に関する項目では、所得税と市町村民税の支払い金額の目安や内容、給与に関する項目では、基本給と手当の違いや賞与の計算方法、総支給額と手取り額の違いを実際の求人票を用いて比較分析しながら説明している。求人票から読み取れる重要項目部分も含めてきめ細やかに指導している。

履歴書の書き方の指導では、実際にキャリアサポート委員が手書きの履歴書を配布し、パソコン入力では感じ取れない注意点やポイントなどを説明している。就職先へのアピールポイントである志望動機は、本学独自の文章構成方法を指導し、面接試験でも活用できることから、学生からの評判はきわめて高い。履歴書や書類の送付の仕方や、実際に履歴書を折って封筒に入れる際の折り方など、秘書の資格を持つ事務職員が社会人としての一般常識としてきめ細かく指導している。

面接試験時のマナーと攻略法ガイダンスでは、演習と模擬面接も行っている。面接試験で、重要視されている第一印象、身だしなみ、立ち振る舞い、話し方などの実践を中心に行なった。お辞儀の種類や角度、美しく立つ姿勢などは、姿見の鏡を利用し、学生本人が目を確認しながら行なった。美しい歩き方の指導は、床に書いたラインの上を歩き、座学では出来ない実践を用いた講習を行っている。更に、面接試験実践として、個別の模擬面接形式におけるロールプレイングを行なった。全てのキャリアサポートに事務職員が参加することにより、普段の講義と違い、学生が適度な緊張感を持ったサポート体制を構築している。

学生から社会人となり、労働することにより給料をもらい、税金や年金を納め、社会性をもった自立した人物となれる様に就職支援を行なった。歯科技工学科第2学年と歯科衛生学科第3学年の学生に対しては就職のみならず、本学専攻科や他大学への進学も含めたガイダンスを行なった。また、前年度の卒業生の就職状況調査の結果についての情報提供にも努めている。専攻科学生に対しては、より専門性と指向性を重視し、個々の学生の要望に沿ったガイダンスを実施した。

就職支援室は特に設けていないが、本学1階の学生ホールには求人票や就職活動に関する資料を設置し、常時、学生が活用出来る様にしている。また、希望があればその場で教員や事務職員に相談することが出来る。更に、就職支援プログラムとして、歯科

技工学科では第 2 学年の夏期休暇期間を利用して、歯科診療所や歯科技工所などの見学を行い、キャリア開発の機会を得た。専攻科歯科衛生学専攻第 1 学年前学期の校外研修では、花王ミュージアム、(株)モリタのショールームへ行くなど、さまざまな見学研修は、就職へのアプローチに繋がっている。どの施設も本学卒業生が多く活躍している病院や企業であるため、就職に対するモチベーションと就職先の選択肢が広がっている。その他、様々な分野で活躍している本学卒業生の就職先の見学などを行った。

また、過去の就職先のデータを分析することにより、傾向と対策を講じ、就職支援に役立てている。

就職において、学生の特性と就職先とのマッチングが重要であると考え、学生に対しては実際に施設を見学させて頂いたうえで面接を申し込む様に助言している。

専攻科歯科衛生学専攻では、各分野のスペシャリストの特別講義などを通して、実践的な進路指導を行っている。

就職活動は、行政・企業・開業医・技工所など、領域によって求人の時期が異なっている。学生の就職を支援するために、教職員は状況に応じて迅速に対応する様に努めている。

本学の卒業生・修了生は、歯科技工士・歯科衛生士として多様な職場で活躍している。毎年、学科・専攻ごとに卒業時の就職状況を調査・分析して、次年度の就職支援活動に活用している。学生の指向性や社会環境の変化に伴って就職先が希望する人物像の変化を常に把握し、最適な就職支援を行うことが出来る様に努めている。

進学については、歯科技工学科は、2 年生を対象に附属病院のレジデントコースや他の卒業後学校についての説明を行った。また、歯科衛生学科は 3 年生を対象に専攻科歯科衛生学専攻についても説明を行った。また、入学時から歯科技工士と歯科衛生士のダブルライセンスの説明を両学科に行っており、それぞれの学科の卒業と同時に他学科に入学する学生がいる。更に、卒業と同時に他大学に編入を希望する学生に対しては、編入先の大学の情報を提供するなどの支援を行っている。

留学については、これまで希望者がいなかったため、対応していないが、歯科技工学科においては、グローバルに活躍できる道を切り開くために、海外で活躍している、卒業生に講演をお願いしている。また、歯科衛生学科の選択科目のヘルスプロモーション活動論では、海外でボランティア活動を行う歯科衛生士の活躍と海外の歯科保健の状況を教授しており、将来、学生がグローバルに活躍するための基盤形成を行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

中央教育審議会の方針、大学審議会などの文部科学省関連の施策、歯科技工士法、歯科衛生士法、医療の発達に伴い変化する倫理問題、少子高齢社会の到来による在宅歯科医療や周術期口腔ケアなどを管理する厚生労働省の施策、ジェネリックスキルなどの経済産業省の方針、東京都の方針など、歯科技工士・歯科衛生士を取り巻く社会的環境の変化により、本学の歯科医学教育に求められるものが刻々と変化し、内容も豊富になってきている。

これに対応するために、FD 委員会は本学に最も必要な課題を抽出して研修会を開催している。研修会の開催回数を増やすことと、研修後の改善の程度や教育に反映された効果について評価・検討し、更なる向上を目指すことが必要である。

現時点でも教職員はコンピュータを有効に活用しているが、今後、更にコンピュータ利用技術の向上のために、研鑽を積む必要がある。特に現在、infoClipper や moodle など教務管理や学習支援にコンピュータソフトを利用しているため、学生の学習効果の向上に向けた利用法についても検討し、情報漏洩などの防止にも取り組む必要がある。

本学では、学習に対する意欲とそれに伴う学力の向上を重視している。科目担当者は、成績不振者がいる場合、学年主任・副主任に報告し、それに基づく学習指導・補習の実施を検討することになっている。学習上の支援はどうしても学力不足の学生が中心となる傾向があり、優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援は、参考問題や参考図書の紹介や実習室の開放などを行って、知識・技術の向上を目指したい学生の要望に答えているが十分とは言い難い。今後は、歯科技工士、歯科衛生士の学会や研修会などの情報を発信し、専門領域で活躍している同窓生との交流を深めるなどの支援を積極的に行い、優秀な学生に対する、レベルにあった課題の提供や学習環境の更なる整備などが必要である。

本学では、これまで障がい者で入学を希望している受験生と在学生はいないので支援体制を組織化していない。今後、障がいを持つ学生への支援体制の対応を考えておく必要がある。

本学の使命は高度な専門医療職の養成であり、社会における生涯学習のセンターとして機能することである。社会人の再就職支援という観点からも、歯科技工士・歯科衛生士のライセンスを持つ人が、より専門的で最新の知識を修得したいと希望して専攻科を志願したり、本学主催の研修に参加したいと希望した場合に、受け入れることが出来る体制を準備しておくことも、検討しておく必要がある。

歯科衛生学科では、定期的実施している卒業生の就職先のステークホルダー調査を通して、就職先が本学の学生をどの様に評価し、どの様な知識や技術を持った人物を希望しているかを明らかにして、カリキュラムの改善に活用した。現在の学生はインターネット検索や、メールの操作は元々身に付いていることから、ICT の活用方法、また生成 AI を適切に活用する方法などを適切に扱えるように改善を図った。また、情報リテラシー以外のカリキュラムにも、積極的にレポートや授業成果の確認などで Microsoft Office の活用を取り入れていくことが重要であると考えている。

これらのカリキュラム変更が、就職状況にどの様に反映されたかについては今後、検討・分析して、継続して教育改善を図り、就職支援に活用することが必要である。

また、本学指定の求人票の見直しや、国家試験受験後から就職活動を開始する学生などに対してのキャリアサポートを充実させていく必要があると考える。更に、専攻科などの進学希望者も多いことから、進学受験用の願書の記入方法や面接試験の受け方など個別のサポートをさらに充実させていく。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

ここ数年の間に、学生の成績のヒストグラムが正規分布だったものが二峰性に分散してきた。成績下位の学生と面談した結果、「これまで学習する生活習慣がなかった。」とか「学習する方法が判らない。」などの問題点が明らかとなり、学習する生活習慣の形成や学習する手順を教えることから始める必要があることが判ってきた。当面は学年主任・副主任が教務委員会と連携して対応するが、この傾向が続く様であれば全学的な指導システムの構築を検討する必要があると考えている。

学生と教職員が常に念頭に置き、具体的な内容を理解して学習と教育に臨むことができるように、学科毎のきめ細かいカリキュラムポリシーとディプロマポリシーに基づく教育を実施することで本学の教育が向上し、学習成果獲得に向けた支援が効果的に行われるようになると考えている。優れた歯科技工士・歯科衛生士を社会に送り出すことにより、歯科医療の質の向上に貢献すると同時に、歯科技工士と歯科衛生士に対する社会的評価を高める。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

日本歯科大学東京短期大学の教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき、短期大学設置基準に定める教員数 13 名を充足するとともに、歯科技工士学校養成所指定規則と歯科衛生士学校養成所指定規則に基づく教員数と資格を充たしている。また、専任教員の職位は、学位と教育・研究の実績などの短期大学設置基準を満たしている。専任教員は 21 名で、内訳は教授 7 名、准教授 3 名、講師 5 名、助教 6 名である。教員の年齢は各年代がバランスよく構成されており、人事に関する取り扱いは各種規程に基づき適正に運営されている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。

- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、研修会参加など）は、教員個人ばかりではなく、学内の他教員や学外との共同研究も行われ、成果を上げている。その成果は、毎年、自己点検・評価報告書に記載し、公表するとともに、教員活動調査として、毎年度、大学に提出されている。専任教員は全員が科学研究費を申請しており、毎年、数名が採択されている。また、その他の外部研究費による研究も行われている。

専任教員には全国歯科技工士教育協議会主催の歯科技工士専任教員講習会と全国歯科衛生士教育協議会主催の歯科衛生士専任教員講習会の受講を大学として支援しており、全員が認定証を授与されているか、または認定資格取得のために活動中である。また、日本歯科衛生士会の認定歯科衛生士資格取得のための講習会受講も積極的に行っている。それと同時に、歯科技工士専任教員講習会や歯科衛生士専任教員講習会には、毎年本学から講師を数名派遣しており、全国の養成校の教員の指導に当たっている。

教員の研究活動に関しては、日本歯科大学東京短期大学研究倫理規程、日本歯科大学東京短期大学における公的研究費の取り扱いに関する規程、日本歯科大学東京短期大学における研究活動に係る不正防止に関する規程、日本歯科大学東京短期大学研究倫理教育委員会規程、日本歯科大学東京短期大学不正防止計画推進委員会規程、日本歯科大学東京短期大学研究不正予備調査委員会規程、日本歯科大学東京短期大学公的研究費不正行為調査委員会規程、日本歯科大学東京短期大学公的研究費補助金内部監査要領などで、研究者が研究を行う上で遵守すべき行動や態度を示すとともに、学術研究が適切な方法で進められてその信頼性と公平性が確保されているかを確認できる体制を整えている。

教員の研究などを発表する機会は、学内では医学中央雑誌の掲載誌として認められている日本口腔保健学雑誌があり、日本歯科大学ではOdontology・日本歯科大学紀要がある。学外では日本歯科衛生学会、日本歯科技工学会、日本口腔衛生学会、日本公衆衛生学会、日本歯科医学教育学会、日本歯科衛生教育学会、日本歯科医療管理学会などがあり、それぞれの専門学会において論文投稿・発表がなされている。

研究活動は、日本歯科大学東京短期大学の研究室・実習室で行うばかりではなく、日本歯科大学生命歯学部施設である共同利用研究センターや共同研究を行う各講座の研究施設や設備を使用することが出来る。教員室と研究室（含教授室）には、パソコン・プリンターを設置し、インターネット・電子メールに対応した学内LAN環境を構築し、教育・研究活動に貢献している。

専任教員は学生の夏期休暇などの長期休暇期間中は、業務に支障のない限り研究活動に専念できる。専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席などは学校法人日本歯科大学の規程が適用される。

専任教員や職員のFD・SD活動は全員参加で、年1回以上行っている。また、本学に必要なテーマについては、外部の研修会に積極的に参加しており、その研修成果はFD・SD研修会で報告されるとともに、各委員会活動に直ちに反映している。事務職員はFD活動にも積極的に協力しているため、教員と事務職員の連携は円滑に行われ、職員の活動は学習成果の向上に寄与している。

学生の学習成果はほぼ毎月開催される教務委員会と学生委員会などで検討され、関係する教職員の情報ならびに指導方針の共有を図っており、定例教授会に委員会報告として報告され、すべての教職員に周知徹底している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織の責任体制は、学校法人日本歯科大学の組織・職務権限に関する諸規程において明確にされており、各職員は事務を掌る専門的な職能を有している。

本学の事務組織は、専任の事務職員5名と生命歯学部および法人事務局の兼任職員で構成されている。

専任事務職員については、事務長を責任者として日常業務を行っている。

生命歯学部事務部や法人事務部門との連携についても、各部の代表者と毎月定例の学部内連絡会議が開催され、短大からは事務長が出席して生命歯学部事務部や法人事務部門との連携を強化し、意思の疎通を図っており、各部署の責任者が明確にされている。

専任の事務職員は、学生の対応や事務処理などで専門性が活かされている。また、事務長、副事務長は設置基準など法規全般に基づく届出・申請などの業務を長く経験し

ており、その経験が業務に活かされている。

事務室窓口は短期大学校舎一階の玄関正面にあり、事務職員は校舎に出入りする学生と挨拶をかわして交流を深めている。そのため、日々学生の様子を観察することができ、体調不良などの学生がいた場合にも早期に把握することが可能になり、緊密な人間関係を構築することが出来ている。

事務関係諸規程については、「日本歯科大学東京短期大学組織規程」が定められ、それに基づいて「日本歯科大学東京短期大学事務分掌規程」により事務の職務内容が定められている。また、事務職員の採用・昇任については「職員の採用、昇任」に関する規程により適正に運用されている。

情報機器は事務職員それぞれが専用のパソコンを使用して日常業務を行っている。また、学生管理や成績管理の専用ソフトを導入し、事務処理の業務の効率化を図っている。その他の事務業務についても、必要な備品などは十分に整備されており、業務の効率化と事務処理方法の改善が図られている。

火災などの災害対策

本学の「消防計画書」が制定されており、これによる防災管理委員会によって火災・地震など、災害全般への対策が講じられているが、災害発生時においては災害対策本部を設置して対応する。なお、災害対策として 24 時間常駐体制による警備員の巡視で安全性の確保を図っている。

また、旧耐震基準の建物であった体育館を、平成 26 年度年文部科学省・私立大学施設整備費補助金の防災機能等強化緊急特別推進事業で体育館のフローア・壁・屋根などを補強する耐震改修工事を行った。

さらに、本学独自に新型コロナウイルス感染対策ガイドブックを作成・配付し、学生・教職員への周知を図り、消毒薬・マスク等の備蓄を行うなど新型コロナウイルス感染症対策を講じている。

防犯対策

防犯警備および夜間・休日の施設管理、防災監視については、専門業者に委託し、24 時間体制で平日昼間・夜間・休日の監視をし、平日昼間は 2 名の警備員が常駐して学内巡回などを実施している。更に、建物の内外に配備されている防犯カメラにより、学内者および施設の安全性確保に万全を期している。

学生、教職員の避難訓練などの対策

避難訓練などについては、消防法にもとづき年 1 回実施しているが、内容としては避難訓練と消火訓練が中心である。

コンピュータのセキュリティー対策

学内 LAN のセキュリティー対策は、図書館で管理しておりインターネット関連機器のリプレースにより更に強化されて安全と安定性を増している。教職員にはコンピュータのセキュリティーを周知徹底し、個人情報に関する漏洩防止対策としては学外

へのコンピュータソフトやファイルを持ち出さないよう、厳重注意が通達されている。

SD 活動

SD 活動については、事務職員の能力開発の方策や、その他 SD 活動の推進に関する事項を審議し、SD 活動を活発に行えるよう「学校法人日本歯科大学 SD 推進委員会規程」を整備した。

本学における事務組織のSD活動の現状に関しては、日本歯科大学東京短期大学ワークショップなどに参加し、教員とともに能力の向上に努めている。また、外部開催の研修会として日本学術振興会開催の科学研究費補助金取り扱い説明会、日本学生支援機構の説明会などに参加し、研修内容に関して学内への周知徹底を図っている。外部開催の研修会に参加することによって習得した知識などについては、その内容を学内へ周知しており、これにより、研修の成果が短期大学業務や事務処理の改善に活かされ、事務職員の能力開発などに活用されている。

専任事務職員は、学習成果を向上させるために関連部署と連携しており、本学に設けられている各種委員会のうち、学生関連の教務委員会、学生委員会、キャリアサポート委員会については勿論のこと、その他の委員会にも専任事務職員が委員として参加しており、事務面からも学習成果の向上に関与できる様に積極的な連携を図っている。また、日常的に業務の見直しや改善にも努めている。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

本学の教職員の就業に関しては、学校法人日本歯科大学として「日本歯科大学就業規則」や「日本歯科大学給与規程」などを規定している。また本学として「日本歯科大学東京短期大学教授等教員の採用に関する規程」や「日本歯科大学東京短期大学教員選考資格基準」などを規定し、整備されている。

教職員の就業に関する規程の改正などがあった場合は、教授会において改正の趣旨・内容などを説明し、また事務室に規程集を置き、必要がある場合はいつでも閲覧できるようにしている。

本学の教職員の就業については、日本歯科大学就業規則等法人諸規程および採用・昇任等本学諸規程に則って適正に管理されており、教職員の出勤・退勤はタイムレコーダーに各自が記録し、学校法人日本歯科大学の各種規程に従って、法人本部人事部で一元管理されている。

各種労働関係法規も遵守されており、現状では特に問題点は見当たらない。また、時

間外勤務など、過重労働に該当する事例も報告されておらず、適正に運営されている。

事務職員の業務については、学校法人日本歯科大学生命歯学部事務部や学校法人日本歯科大学事務局の職員が兼務する業務もあるため、本学の事務職員は学務関係を中心とした日常の窓口業務、大学としての届出・提出書類の作成と入試業務などの業務を行っている。

事務室窓口は短期大学校舎一階の玄関の正面にあり、事務職員は校舎に出入りする学生と笑顔で挨拶をかわして交流を深め、日々学生の様子を観察しているので、緊密な人間関係を構築できている。教職員の人事管理は諸規程が整備されており、適正に行われている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

本学は、ディプロマポリシーに「本学学則に定められた所定の単位を修得し、教育の目標を達成したと判断される者に学位を授与する。」と定め、「幅広い教養と倫理観を持った歯科技工士・歯科衛生士の育成」「歯科医学の最新の知識と技術を生涯学び続ける意欲と能力を持つ歯科技工士・歯科衛生士の育成」「将来の良質な歯科医療の確立を目指し、応用的研究能力を持つ歯科技工士・歯科衛生士の育成」「問題を見出し解決する能力を持つ歯科技工士・歯科衛生士を育成」などの高い教育の目標を掲げている。この目標を達成するために、専任教員は多くの授業コマ数を担当している。医療の進歩や超高齢社会の到来に伴い、学生に教育すべき内容が多くなってきている。また、専攻科の研究指導も加わるので、短期大学でありながら、実質的には4学年の学生指導を行わなければならない状況にある。学生対応にも時間が費やされるので、ますます教員の業務が多くなっており、研究にあてる時間と教員の余力がその分少なくなっていることが問題点として挙げられる。

本学教員は、生命歯学部に関連分野の研究者や他機関の研究者と口腔保健に係わる研究を進行させている。教員の研究活動を充実させるためには、学内研究費のみならず外部研究資金の調達の重要性についても認識している。現在、外部研究助成金として、日本学術振興会の科学研究費補助金が3件採択されており、また、厚生労働省科学研究費補助金が4件採択されている。今後も科学研究費補助金等の採択増加につながる方略を立て、外部資金の獲得に向けて努力していく必要がある。

事務室窓口は短期大学校舎一階の玄関正面にあり、事務の窓口は一日中開いているため、事務職員は校舎に出入りする学生と挨拶をかわして交流を深めている。事務が一階のホールに隣接しているため、学生がホールで昼食をとったり勉強をする際、学生が事務職員と親密に接する光景は日常良くみられる。そのため、日々学生の様子を観察することができ、体調不良や悩んでいる学生についても早期に把握し対応することが可能であり、緊密な人間関係を構築できている。現状では特に問題点などは見当たらない。

事務関係諸規程についても、「日本歯科大学東京短期大学組織規程」が定められ、それに基づいて「日本歯科大学東京短期大学事務分掌規程」により事務の職務内容が定められており、また、事務職員の採用・昇任については「職員の採用、昇任」に関する規程により適正に運用されていることから、現状では特に問題点は見当たらない。

SD活動については、職員も積極的に参加している。日本歯科大学東京短期大学内部では教員と職員がFD・SD活動として一体化して活動している。外部開催の研修会についても

日本学術振興会開催の科学研究費補助金取り扱い説明会、日本学生支援機構の説明会、日本私立短期大学協会開催の教務研修会などに参加し、研修内容に関して学内への周知徹底を図っているが、学内・学外の研修会などへは今後とも積極的に参加していく必要がある。

教職員の就業に関しては、学校法人日本歯科大学として「日本歯科大学就業規則」や「日本歯科大学給与規程」などを規定し、また「日本歯科大学東京短期大学教授等教員の採用に関する規程」や「日本歯科大学東京短期大学教員選考資格基準」などが規定・整備され、各種労働関係法規も遵守されており、現状では特に問題点は見当たらない。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

日本歯科大学東京短期大学は、校地、校舎面積ともに短期大学設置基準を十分満たしているが、更に日本歯科大学東京キャンパスとして日本歯科大学生命歯学部や日本歯科大学附属病院と各種施設設備を共有しており、特に図書館、講堂、富士見ホール、九段ホール、体育館、グラウンド、学生食堂、臨床系実習室を利用できるほか、附属病院内科、外科、各診療科や歯科の専門診療科において健康診断、予防接種、治療を受けることができ、短期大学設置基準をはるかに超えた利便性を有する。

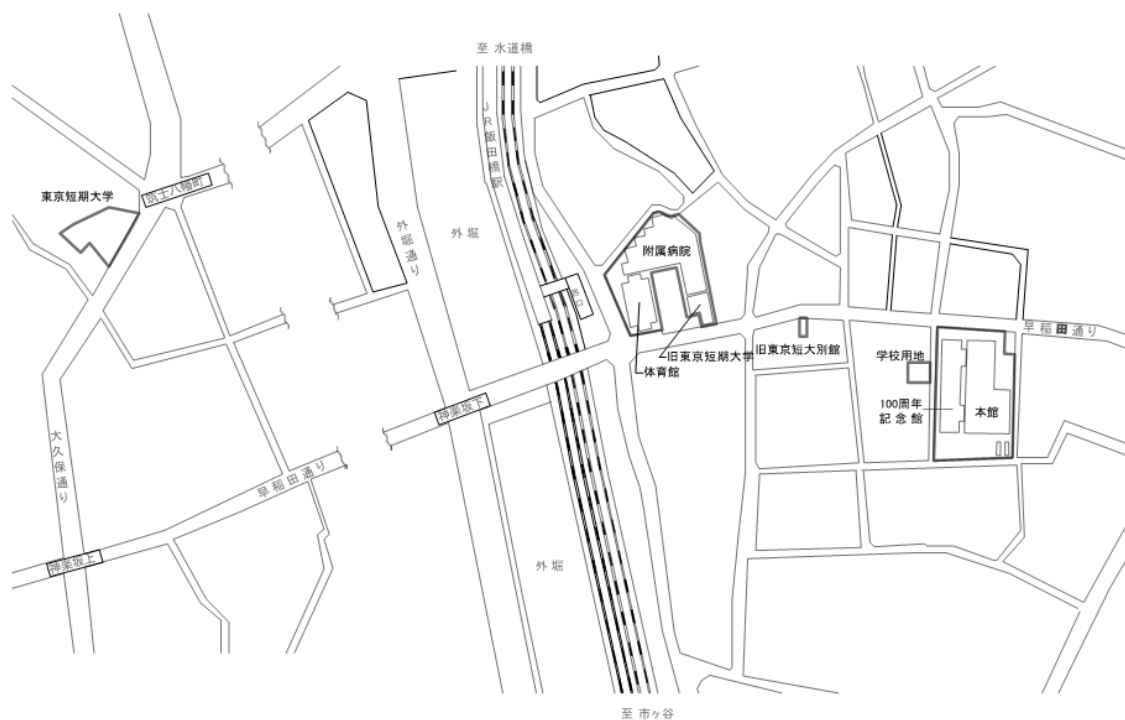
校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

区 分	収容定員	校 地			
		基準面積	専用面積	共用面積	合計
日本歯科大学東京短期大学	295人	2,950㎡	1,375.67㎡	49,538.17㎡	50,913.84㎡
日本歯科大学生命歯学部	1032人	12,527㎡	6,478.00㎡	49,538.17㎡	56,016.17㎡

[基準面積を算出する計算式]

- ① 東京短期大学校地基準面積 2,950 ㎡ (収容定員 295 人×10 ㎡)
- ② 日本歯科大学生命歯学部校地基準面積 12,527 ㎡ (収容定員 1,032 人×10 ㎡+2,207 ㎡)

日本歯科大学キャンパス 配置図

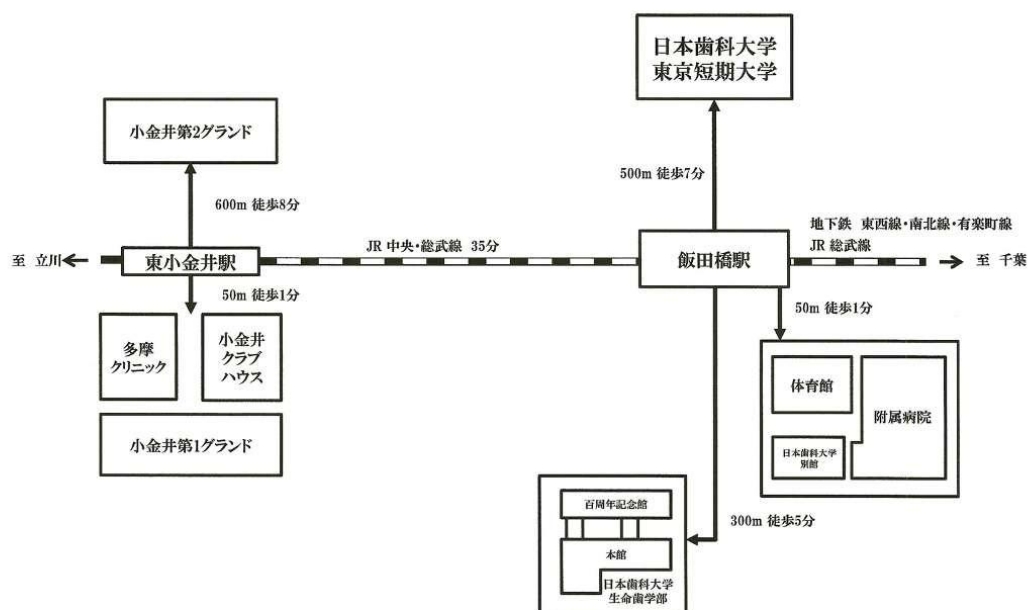


本学は、校地・校舎を日本歯科大学生命歯学部と共有しており、校地（グラウンド、テニスコート含）は全て共有であり、校舎についても重要な施設、附属病院（臨床実習施設）、図書館、体育館、PC ルーム、臨床基礎実習室、共同利用研究センターなどを共有し、有効に活用されている。

使用に際しては、教育研究上の支障がない様に、両学の教学担当者が綿密に協議しており、附属病院の臨床実習に関しても、本学の教学担当者が附属病院の臨床実習担当者と事前に十分協議していることから、校地・校舎の共用に関する問題点は発生していない。

共用施設へのアクセスマップ

(2) 最寄駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面



共用施設一覧

施 設	建物(室)数	合計面積㎡	主な用途
講義室	10	1,618.31	学生講義、各種学生集会
セミナー室	9	254.20	学生講義(PBL テュートリアル等)、学生自習
自習室	2	239.11	学生自習、各種学生集会
実習室	7	3,227.98	学生実習
臨床基礎実習室	上記含	上記含	学生実習、共用試験(OSCE)
パソコンルーム	実習室含	実習室含	学生情報実習、共用試験(CBT)、自習
図書館	1	1,274.44	図書閲覧、研究
共同利用研究センター	3	1,412.39	研究(アイトーフ 研究施設、多目的研究施設、生物科学施設)
富士見ホール	1	793.04	大学行事、入学・卒業式・学園祭、学会等
九段ホール	1	328.28	大学行事、学園祭、学会、講演会等
体育館	1	2,806.77	学生体育実習、学生課外活動等
附属病院	1	15,900.33	歯科診療・内外科診療、入院、学生実習、研修歯科医
附属病院（多摩クリニック）	1	1,386.56	歯科診療、学生実習、研修歯科医

施 設	建物(室)数	合計面積㎡	主な用途
クラブハウス	1	485.76	学生体育クラブ部室、集会
第 1 グラウンド(多目的)	1 面	14,827.00	学生課外活動、職員厚生
第 2 グラウンド(テニスコート)	4 面	4,984.00	学生課外活動、職員厚生

本学の運動場や屋内体育施設は、生命歯学部と共用である。体育施設としては、本学と隣接している体育館はバレーボール、バスケットボール、剣道、柔道などの屋内運動場として使用しており、各クラブの部室が設けられている。また、グラウンド(14,827㎡)は校舎より電車で1時間の東小金井駅前の位置にあり、毎週月・火曜日と年末年始を除き、午前9時から午後6時まで利用可能であり、野球、サッカー、アメリカンフットボールなどに使用される多目的仕様の屋外運動場、さらに第2グラウンド(4,984㎡)はテニスコート施設となっており、学生および教職員に有効に利用されている。本学の体育施設は学生の体育実技や課外活動、教職員の福利厚生として多方面に活用さ

れている。

校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

区 分	収容定員	校 舎			
		基準面積	専用面積	共用面積	合計
日本歯科大学東京短期大学	295人	3,100m ²	3,886.99m ²	38,354.01m ²	42,241m ²
日本歯科大学生命歯学部	1032人	19,300m ²	13,889.21m ²	38,354.01m ²	52,253.22m ²

[基準面積を算出する計算式]

① 東京短期大学校舎基準面積 3,100m²

設置基準第31条、別表第二 保健衛生学関係（看護学を除く）、収容定員350人までの場合の規定による基準面積

② 生命歯学部校舎基準面積 19,300m²

設置基準第37条の2、別表第三 ロ医学又は歯学に関する学部に係るもの（歯学関係）

生命歯学部校舎 13,100m²

附属病院 6,200m²

本学施設のバリアフリー化としては、障がい者などが車椅子での施設利用を可能とするため建物の新築および改修設計の段階で考慮しており、建物内外にスロープの設置などによって講義室、実習室の利用が容易となる環境の整備を行っている。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。

校舎	教室	収容人数	機器・備品							備考
			マイク	プロジェクター	モニター	ビデオ	DVD	書画カメラ	スクリーン	
東京短期大学	201 講堂	112	○	○			○	○	○	
	202 講堂	98	○	○			○	○	○	
	歯科衛生学科基礎実習室	96	○		○		○			
	301 講堂	80	○	○			○	○	○	
	302 講堂	80	○	○			○	○	○	
	303 講堂	18	○	○			○	○	○	
	歯科衛生学科実習室	48	○	○	○		○			
	401 講堂	24	○	○			○		○	
	402 講堂	24	○	○			○		○	
	歯科技工学科歯科技工実習室	24	○	○	○					
	歯科技工学科鑄造研磨室	24								
	歯科技工学科基礎実習室	24	○	○	○					
生命歯学部	131 講堂	170	○	○			○	○	○	
	132 講堂	81	○	○			○	○	○	
	133 講堂	75	○	○			○	○	○	
	134 講堂	75	○	○			○	○	○	
	135 講堂	170	○	○			○	○	○	
	セミナー室1-9 講堂	各10								
	歯科理工学実習室	150	○	○					○	
	臨床実習室	160	○	○	○	○				
1 記 念 館 周 年	171 講堂	153	○	○			○	○	○	
	パソコンルーム	154	○	○	○		○		○	
	141 講堂	165	○	○			○	○	○	
	142 講堂	155	○	○			○	○	○	
	151 講堂	155	○	○			○	○	○	
	152 講堂	155	○	○			○	○	○	

授業用の機器・備品の整備状況

機器・備品は、教職員や学生からの要望に基づき整備され、点検も実施されている。
施設は事業計画に計上し、年度計画で更新・改善を加えている。

授業用の機器・備品の管理は各学科と事務室で行っている。教室設置の機器・備品以外にパソコン、レーザーポインタを各学科と事務室で管理し、教員が授業に必要な場合や学生が卒業研究などのために利用を申し出た場合には、貸し出しをしている。

適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

PC ルームの機器・備品の整備

設立：平成 18 年 7 月

目的：生命歯学部と本学における IT 利用の歯学教育と学術研究を総合的に推進するために設置し、共同利用機関として運営し、教育と学術研究の発展・充実に寄与することを目的とする。

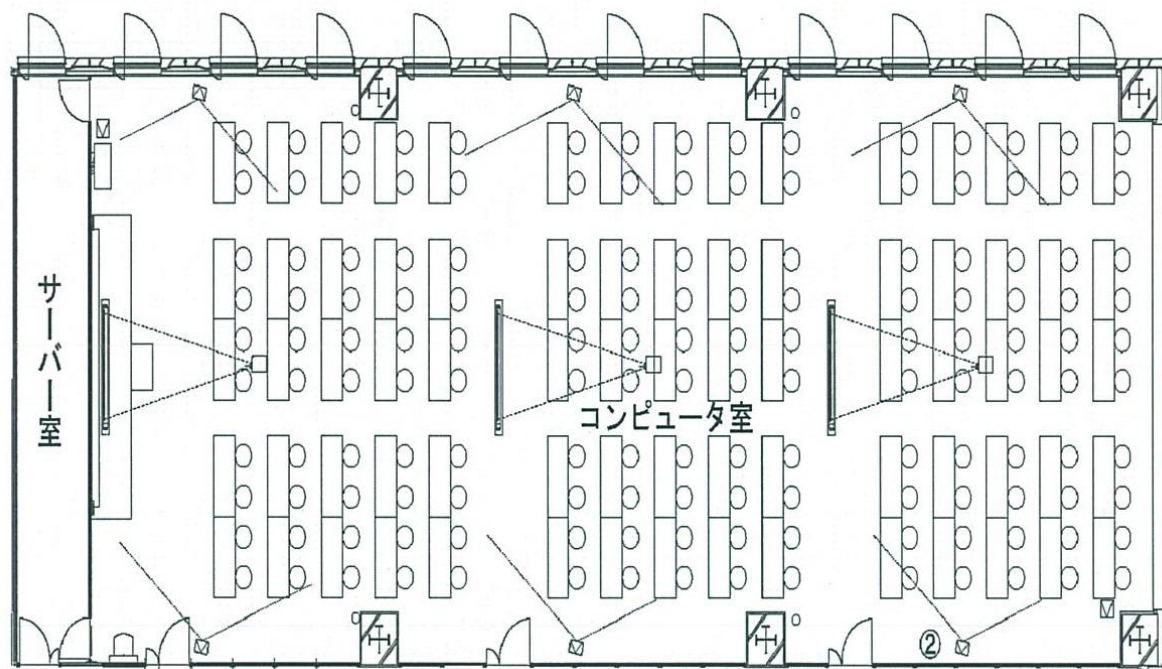
利用時間：9:30～20:00

学生は自由に入室し、自習用として、50 台利用することが可能となっている。

施設：PC ルーム、サーバー室

(1) 全体の配置図・座席数等

場所：100 周年記念館 3 階



コンピュータ室：358.12 m²

サーバー室：25.05 m²

パソコンルームの設備

パソコンルーム		サーバー室	
CBT サーバー(予備機含)	2	ファイアウォール	1
パソコン	160	ファイアウォールログ装置	1
モノクロレーザープリンター	3	外部 DNS サーバー	1
大型カラープリンター	1	DHCP/内部 DNS サーバー	2
大型カラープリンター用 PC	1	NW 監視サーバー	1
液晶プロジェクター	3	L3 スイッチ/L2 スイッチ	10
DVD プレーヤー	1	Radius サーバー	1
放送設備	1		

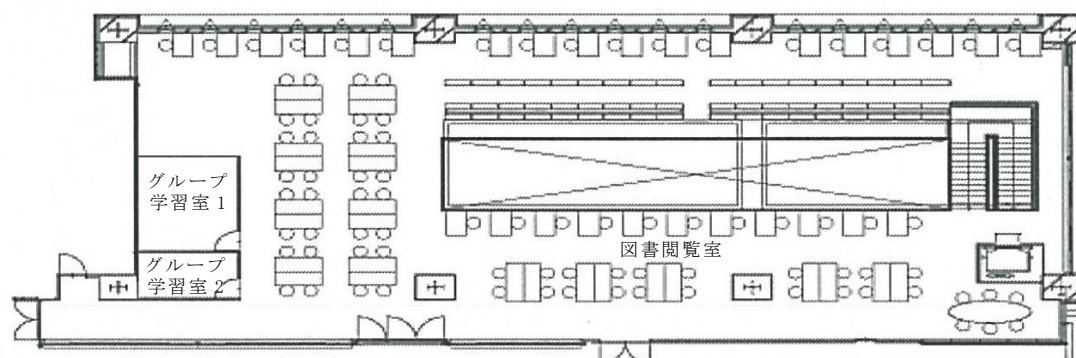
図書館

平成 18 年(2006)6 月開館 生命歯学部との共用

(1)全体の配置図・座席数等

- ①図書館施設：100 周年記念館 地下 2 階、1 階～2 階
- ②座席数 136 席
- ③図書館設備

各階図面(2・1 階、地下 2 階)

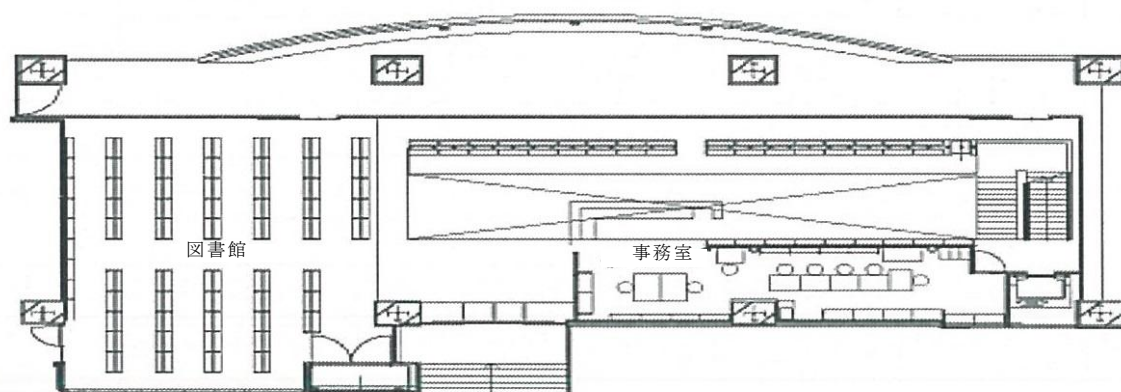


100 周年記念館 2 階

図書閲覧室： 351.81 m²

グループ学習室 1： 14.19 m²

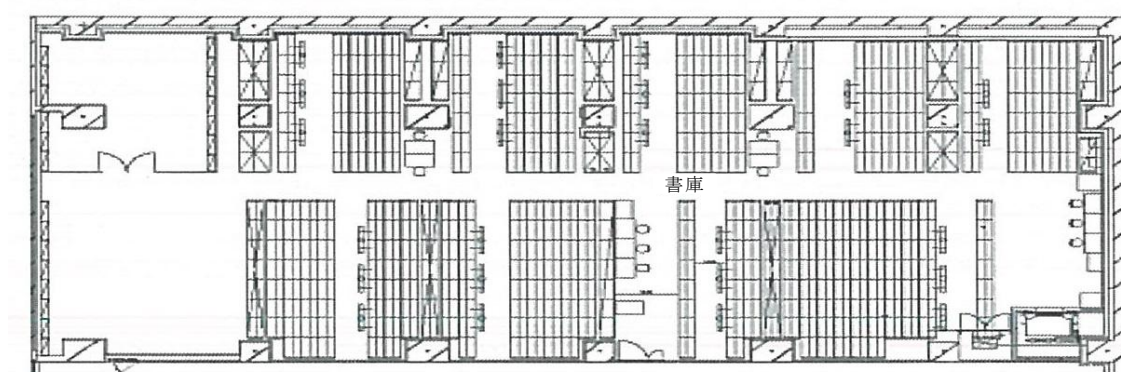
グループ学習室 2： 8.50 m²



100 周年記念館 1 階

図書館： 314.11 m²

事務室： 43.21 m²



100 周年記念館 地下 2 階

書庫： 514.85 m²

図書館の設備

1 階	
盗難防止機	1
単行本書架(専門書)/新着雑誌書架(25,900 冊収納可能) 新刊展示コーナー、参考書・教科書書架 国家試験問題集書架	1
受付カウンター	1
ダムウェータ、エレベータ	2
複写機(カラー)	1
蔵書検索用パソコン(スタンド)	2

蔵書検索用パソコン(座位)	2
自動貸出返却機	1
ブックポスト	1
ポータブル DVD/CD プレーヤー	2
閲覧・テーブル付椅子	6
閲覧・スツール	6
検索用 PC 机(2 人掛け)	1
事務室	
図書館システム用サーバー	1
図書館システム用クライアントパソコン	3
相互貸借用パソコン	1
事務用パソコン(ノート×2, デスクトップ×3)	5
FAX	1
中 2 階	
単行本書架(専門書)(2,250 冊収納可能)	1
2 階	
単行本書架(自然科学、文科系)(8,550 冊収納可能)	1
グループ学習室(6 人用/4 人用)	2
閲覧・学習用キャレル(個人用机)	32
閲覧・学習用机(4 人掛け)	12
検索用 PC 机(4 人掛け)	1
検索用パソコン(机×3, スタンド×2, 大学資料×1)	6
地下 2 階	
書庫(143,125 冊収納可能) 製本済み雑誌書庫、学位論文、新聞、本学資料 会議コーナー	1
作業室	1
書見机	3
閲覧・学習用キャレル(個人用机)	13
閲覧・学習用長机(2 人掛け)	6
ビデオ・モニター用机	2
ビデオ・モニター	2
複写機 (カラー)	1

図書館蔵書数一覧

区分	和書	洋書	学術雑誌	電子ジャーナル	AV 資料
冊(種)	94649 冊	57018 冊	361 種	6884 種	1,825 点

備考：日本歯科大学生命歯学部と共用

購入図書等選定システム

2 か月に 1 回開催される図書委員会(館長、専任教員 8 名(短大教員 1 名)の委員と館員で構成)において購入図書の選定が協議されるが、収書係りによる調査を基に、業者からの見計らい図書や利用者の希望図書などから、購入を決定する。

図書廃棄システム

図書などの廃棄については、学校法人日本歯科大学文書取扱規程を準用し、理事長の決済により除却することができる。

図書館は、生命歯学部と共用で、短期大学生の授業と研究内容が高度化するにつれ、歯科学との関連もより一層強くなってきており、現在は、短期大学関連の蔵書と生命歯学部の蔵書を一体化している。したがって、生命歯学部と共用となるが購入図書などを決定する図書委員会に本学代表の図書委員 1 名が出席して、授業や実習時に参考となる専門図書や雑誌、DVD ビデオカセットなどの視聴覚資料を選択し、その充実を図っている。電子ジャーナルにおいては、生命歯学部との共同購入であることから多くの雑誌を利用することができる環境にある。

図書館のインターネット接続は他の大学よりも早く、平成 7 年に開始し、以来図書館が学内 LAN の管理者として活動している。HP は図書館独自のポータルサイトを館員が作成して利用者への情報発信を行っている。また、新年度初頭には、図書館オリエンテーション、図書館ツアーおよびデータベース検索の講習等の利用ガイダンスプログラムを用意するなど、新入生への情報発信にも力を注いでいる。

適切な面積の体育館を有している。

共用施設	数	面積(m ²)	主な用途
体育館	1	2,806.77	学生体育実習、学生課外活動等

備考：日本歯科大学生命歯学部と共用

本学の体育館などの屋内体育施設は、生命歯学部と共用であり、学生の体育実技や課外活動、教職員の福利厚生として多方面に活用されている。

また、体育施設における課外活動は、平日は 21 時、休日は 20 時までの使用が認められており、使用の申し出は事務部へ行う。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

学校法人日本歯科大学経理事務実施要領や学校法人日本歯科大学物件の調達管理実施要領の諸規則を整備し、施設・設備の維持と管理を適切に行っている。

また、警備、施設・設備管理については、専門業者に委託しているが、防犯・防災対策として中央管理室を附属病院玄関に配置し、附属病院と短期大学を 24 時間常駐体制による警備員の巡視と建物の内外に配備されている防犯カメラにより、安全性の確保を図っている。さらに、中央管理室の中央監視設備により、建物全体の消防用設備および附属設備等の安全性を確保している。教員から修理やメンテナンス、購入などの申し出が事務部になされ、事務部では必要な事務手続きにより用度営繕部に申請する。その際、用度営繕部では、軽微な修理などは委託設備員の専任技術員に依頼し、その他は専門業者に発注している。

なお、施設・設備のメンテナンスは、常駐の委託設備員が管理に当たっており、法定点検としては、特殊建築物定期調査、建築設備点検、エレベーター定期保守点検整備、受変電設備定期点検整備等を実施している。機能維持点検としては、吸収式冷温水機保守点検整備、中央監視装置・自動制御機器保守点検整備、バキューム設備定期保守整備、空気圧縮設備保守点検整備等を実施している。

1 火災などの災害対策

火災などの災害対策、防犯対策は日本歯科大学東京短期大学の消防計画書、防災マニュアルを整備し、全学生・教職員に防災ハンドブックを配布し対策を講じている。全教職員は携帯電話の番号を登録しており、非常事態に際して安否確認を行うシステムに参加している。さらに、本学独自に新型コロナウイルス感染症ハンドブックの作成・配布を行い、学生・教職員への周知・徹底を図り、消毒薬・マスク等の備蓄を整備して対策を講じている。

2 防犯対策

防犯警備および夜間・休日の施設管理、防災監視に関して専門業者に委託し、24 時間体制で平日昼間 2 名の警備員常駐や夜間・休日の館内機械警備にて、学内者と施設の安全性確保に万全を期している。

3 学生、教職員の消防訓練などの対策

学内における消防訓練などに関して、消防法にもとづき、毎年消防訓練を実施している。内容としては避難訓練および防災訓練が中心である。

4 コンピュータのセキュリティー対策

学内 LAN のセキュリティー対策は、図書館で管理しておりインターネット関連機器のリプレースによりさらに強化されて安全と安定性を増している。教職員にはコンピュータのセキュリティーを周知徹底し、個人情報に関する漏洩防止対策としては学外へのコンピュータソフトやファイルを持ち出さないよう、厳重注意が通達されている。

5 省エネ対策

東京キャンパスは、新潟キャンパスを含め、学校法人日本歯科大学として、1 年間のエネルギー使用量が原油換算値の基準値（1500kl）を超えて、エネルギーの使用の合理化などに関する法律に基づき、第 2 種エネルギー管理指定工場に指定され、削減目標値の設定および定期報告書の提出が義務付けられた。以降、電気、ガス、水道のエネルギー使用量などを管理した上で、照明の半点灯、エレベーターの運転台数の制限、冷暖房運転時間の制限等、基準値を下回るよう設備関係を中心とした省エネ対策に取り組んでいる。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

東京短期大学の学生と教職員の教育・研究上の利便性向上に配慮して、東京短期大学の関係資料を探しやすくするため、東京短期大学関係図書コーナーを整備することが必要である。また、現在、教育・研究活動を支援するために、学内 LAN から国内発行の医学・薬学・歯学及び関連分野の定期刊行物、のべ約 6,000 誌から収録した約 1,000 万件の論文情報を検索する「医中誌 Web」を利用することが出来る体制を既に整備している。しかし、近年、電子ジャーナルの更なる利用増加が予測できる。

教員は、常に新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことが必要であるが、情報技術の向上は各教員の自主的な研鑽にまかせている。今後は、学外の研修会に教職員が参加し、その内容を全教職員で共有し、短大全体でスキルアップを図る必要がある。

また、ソーシャルメディアを安全かつ適切に利用するために、ガイドラインを作成することが重要である。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

教員は、短期大学設置基準における教員の資格に準拠して資格審査が行われている。教員の募集は公募の形式で行うが、外部からの応募者はおらず、本学卒業生、専攻科修了者および学校法人日本歯科大学傘下の組織からの人事異動という形式をとることが多い。

研究活動は年間計画に基づき組織的に行われているが、科学研究費補助金を始めと

した外部資金の交付実績は少なく、研究課題の設定段階からの見直しなどを行い、採択件数を増加させる必要があると考えている。

スマートフォンの普及により、学生は検索に PC を使用しなくなっている。現在まで大きな問題は起こっていないが、LINE や SNS の危険性について危惧しており、情報倫理についての警視庁主催講演会も開催している。今後も定期的、継続的に情報倫理について教育していく必要がある。また、学生が安全かつ適切にソーシャルメディアを活用して、学習・生活を充実することを目的として、ソーシャルメディア利用のガイドラインを策定する。

1. 所属構成員等

教 授 雲野 泰史, 竹井 利香
准 教 授 赤間 亮一
講 師 小泉 順一, 富田 淳
助 教 宇都宮宏充, 茂原 宏美

2. 研究テーマ

- 1) 専攻科歯科衛生学専攻における授業内容の検証 Evaluation of the Curriculum in the Advanced Course of Dental Hygiene
- 2) CAD/CAM 用ハイブリッドレジンの接着強さと色調変化に関する研究 Study on the Bond Strength and Color Stability of CAD/CAM Hybrid Resin Materials
- 3) 歯型彫刻におけるアイトラッカーの教育効果に関する研究 Study on the Educational Effectiveness of Eye Tracking in Tooth Carving Training
- 4) 鋳造用合金の鋳巣発生と抑制に関する研究 Study on the Occurrence and Prevention of Porosity in Dental Casting Alloys
- 5) 義歯床用レジンの強化に関する研究 Study on the Reinforcement of Denture Base Resins
- 6) 矯正装置に用いるレジン床の強度に関する研究 Study on the Strength of Resin Bases Used in Orthodontic Appliances
- 7) 小児歯科技工教育に関する研究 Study on Pediatric Dental Technology Education

3. 今年度の研究上の特記すべき事項

記載事項なし

4. 学位取得者

記載事項なし

5. 主催学会等

- 1) 全国歯科技工士教育協議会実技研修会 I, 東京, 2025 年 8 月 18~19 日

6. 国際交流状況

記載事項なし

7. 外部・学内研究費

- 1) 科学研究費助成事業 (学術研究助成基金助成金), 基盤研究 (C), (新規), 2025 年~2027 年, 歯肉溝滲出液 (GCF) 好中球を用いた歯周病病態検査法の開発, 石黒一美 (代表), 赤間亮一, 村瀬悦子 (分担), 4,550,000 円, 2024 年度, 3,250,000 円.

8. 研究業績

A. 著 書

記載事項なし

B. 原 著

記載事項なし

C. 総説・解説

記載事項なし

D. 報告（臨床・症例・研究・商業誌の総説や解説等）・紀要

- 1) 藤井優歌, 竹井利香, 雲野泰史: 支台幅径の違いがプレスセラミッククラウンの適合性に及ぼす影響, 日本口腔保健学雑誌 15, 25-31, 2025. 2)
- 2) 雲野泰史: 『歯科衛生士・歯科技工士の育成と歯科医師との連携』日本歯科大学東京短期大学における歯科技工士の教育と歯科医師との連携課題, 歯学, 113, 秋季特集号, 10-12, 2025.
- 3) 大島克郎, 雲野泰史: 学びやすさに配慮してカリキュラムと充実した設備で学生をサポート～新校舎が始動した日本歯科大学東京短期大学～, 日本歯技, 673, 41-42, 2025.
- 4) 宇都宮宏充: 床矯正装置における維持装置脚部の埋入条件が床部の曲げ強さに及ぼす影響—異物感軽減に向けた補強設計の検討—, 日本口腔保健学雑誌 15, 37-41, 2025.
- 5) 前野浩輝, 小泉順一: 硬質レジン歯と義歯床用レジンの接着強さについて. 日本口腔保健学雑誌 15, 42-45, 2025.

E. 翻 訳

記載事項なし

F. 学術雑誌掲載講演抄録

- 1) 秋山仁志, 小倉晋, 原麻衣子, 八田みのり, 竹井潤, 赤間亮一. 歯科インプラントに応用する開磁路型磁性アタッチメント・磁気シールドシステムの開発. 日補綴会誌 2025 : 17・134 回特別号 : 264
- 2) 秋山仁志, 小倉晋, 築瀬麻衣子, 柳井智恵, 赤間亮一. 漏洩磁場を安全基準値以下に低減させる磁気シールド装置を用いた歯科インプラントオーバーデンチャーに応用する開磁路型磁性アタッチメント・磁気シールドシステムの開発. 日本口腔インプラント学会誌 2025 : 38・特別号 : 330
- 3) 秋山仁志, 小倉晋, 原麻衣子, 八田みのり, 竹井潤, 赤間亮一. 全部床義歯に組み込んだ開磁路型磁性アタッチメント・磁気シールドシステムの空間磁界分布測定. 第 13 回日本シミュレーション医療教育学会学術大会プログラム抄録集 2025 : 40

G. 講演

1. 特別講演・シンポジウム等での講演

記載事項なし

2. 講演会・研究会・研修会等での講演

- 1) 竹井利香：「客観試験問題作成法」，全国歯科技工士教育協議会，専任教員講習会Ⅰ，大阪，2025年8月7～8日
- 2) 小泉順一，竹井利香：実習におけるカリキュラムプランニングと評価法について，全国歯科技工士教育協議会実技研修会Ⅰ，東京，2025年8月18～19日

1. 所属構成員等

教 授：池田利恵，石黒一美，水上美樹
准 教 授：関口洋子，池田亜紀子
講 師：市川順子，鈴木 恵，小倉千幸
助 教：飯島瑤子，島村結岐乃，相澤直依，吉田涼香

2. 研究テーマ

- 1) 唾液腺の老化 Aging of salivary gland.
- 2) 唾液腺の損傷と修復 Damage and repair of salivary gland.
- 3) 唾液腺の発生と分化 Development and differentiation of salivary gland.
- 4) 摂食嚥下リハビリテーション Dysphagia rehabilitation
- 5) 歯科医療学生に対するプロフェッショナリズム教育とその効果
The effectiveness of professionalism education for dental students
- 6) 歯科医療者の基本的資質・能力を高めるアート作品を活用した卒前教育の効果
The effect of pre-graduate dental education using art on the basic qualities and abilities of dentists
- 7) 歯科衛生士養成教育における浸潤麻酔講義，実習の有効なカリキュラムの構築
Developing an Effective Curriculum for Lectures and Practical Training on Infiltration Anesthesia in Dental Hygienist Education
- 8) 歯科保健指導実習における授業展開能力プログラムの開発
Presentation skills training programs in dental health guidance
- 9) 高齢期以前の口腔体操の効果的な支援の検討
Consideration of Effective Support for Oral Exercises Before Elderly Age
- 10) 携帯形微生物観察器と AI 画像解析を融合した口腔カンジダ症の即時検査システムの確立
Establishment of an immediate testing system for oral candidiasis that combines a portable microbiome observation device with AI image analysis.
- 11) 今後の歯科医療ニーズに基づく歯科衛生士の働き方の分類化と「見える化」
Categorization and "visualization" of dental hygienists' work styles based on future dental care needs.
- 12) 歯科衛生学教育における認知症に関する教育内容の現状と新たな授業の構築と評価
The current state of educational content on dementia in dental hygiene education and the construction and evaluation of new classes
- 13) 在宅自立高齢者におけるフッ化物配合歯磨剤を用いた推奨される使用方法の確立
Establishing Recommended Usage Guidelines for Fluoride-Containing Toothpaste

Among Independent Older Adults Living at Home

- 14) 歯科衛生士の人材不足解消に対する新たな戦略：男性参画促進に向けた多角的解析

A New Strategy for Addressing the Dental Hygienist Shortage : A Multi-Faceted Analysis of Promoting Male Participation

3. 今年度の研究上の特記すべき事項
記載事項なし

4. 学位取得者
記載事項なし

5. 主催学会等

- 1) みなづき会主催第 20 回研修会，東京，2025 年 10 月 5 日（日），日本歯科大学東京短期大学歯科衛生学科同窓会．

6. 国際交流状況

- 1) 井上一彦国立保健医療科学院生活環境研究部協力研究員の紹介で 2025 年 11 月 16 日（日）にグァンヤン保健大学の先生方との国際交流を行った．韓国では本格的に在宅の歯科診療を広める段階にある．その準備として日本での訪問歯科診療や施設での介護の現場の視察にいらっしゃった．その視察の理解を深めるために，日本における歯科衛生士の口腔保健活動の例の講演を頼まれた．韓国の先生方からの質問も多く，韓国での歯科現場の現状を聞くことができた．

7. 外部・学内研究費

- 1) 科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究（C），（継続），2024～2026 年度，インスリン様成長因子による唾液腺組織再生能の解析，池田利恵（代表），菊池憲一郎，小川清美（分担），4, 550, 000 円，1, 560, 000 円．
- 2) 科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究（C），（継続），2022～2025 年度，唾液腺培養細胞移植による唾液腺機能回復，菊池憲一郎（代表），池田利恵，小川清美（分担），4, 160, 000 円，3, 200, 000 円．
- 3) 科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金），基盤研究（C），（新規），2025 年～2027 年，歯肉溝滲出液（GCF）好中球を用いた歯周病病態検査法の開発，石黒一美（代表），赤間亮一，村檉悦子（分担），4, 550, 000 円，2024 年度，3, 250, 000 円．

8. 研究業績

- A. 著 書

- 1) 水上美樹(共著):硬い食べ物を拒否する子に対する食事を支援したケース. 96-99, 保母妃美子, 口腔機能発達不全症マニュアル, デンタルダイヤモンド, 東京, 2025, ISBN: 978-4-88510-631-6
- 2) 水上美樹(共著):小児の摂食嚥下障害と原因疾患. 111-115, 田村文誉. 歯科衛生士のための摂食嚥下リハビリテーション第3版. 医歯薬出版東京, 2025, ISBN: 978-4-263-42337-0
- 3) 水上美樹(共著):発達期の摂食嚥下機能評価. 166-178, 田村文誉. 歯科衛生士のための摂食嚥下リハビリテーション第3版. 医歯薬出版東京, 2025, ISBN: 978-4-263-42337-0
- 4) 水上美樹(分担執筆):摂食嚥下障害に対する訓練, 195, 公益社団法人日本歯科衛生士会監修, 歯科衛生士のための摂食嚥下リハビリテーション第3版. 医歯薬出版. 東京, 2025, ISBN: 978-4-263-42337-0
- 5) 水上美樹(共著):基礎訓練(間接訓練)の選択と実施, 196-208, 尾形祐己. 歯科衛生士のための摂食嚥下リハビリテーション第3版. 医歯薬出版東京, 2025, ISBN: 978-4-263-42337-0
- 6) 水上美樹(分担執筆):口腔・鼻腔吸引. 149-151. 歯科衛生士講座高齢者歯科第4版. 永末書店. 東京, 2025. ISBN: 978-4-8160-1451-2
- 7) 水上美樹(分担執筆):術式と診療補助(口腔・鼻腔吸引). 156-159. 歯科衛生士講座高齢者歯科4版. 永末書店. 東京, 2025. ISBN: 978-4-8160-1451-2
- 8) 水上美樹(分担執筆):小児の口腔ケアのポイント. 49-59. 日本摂食嚥下リハビリテーション学会eラーニング対応第4分野摂食嚥下リハビリテーションの介入I口腔ケア・間接訓練第4版. 医歯薬出版. 東京. 2025. ISBN: 978-4-263-45168-7
- 9) 水上美樹(分担執筆):口腔ケア. 最新言語聴覚学講座 摂食嚥下障害学第1版. 医歯薬出版. 東京. 2025. ISBN: 978-4-263-27075-2
- 10) 関口洋子, 小倉千幸, 相澤直依ほか(分担執筆):第5章 通院困難者の病態と対応, 車椅子の扱い, 介護ベッドの扱い, 移乗・介助, 体位, 151-155頁, 森戸光彦監修, 羽村 章編集主幹, 歯科衛生士講座 高齢者歯科学, 株式会社 永末書店, 京都府, 2025, ISBN: 978-4-8160-1451-2
- 11) 水上美樹(分担執筆):口腔の機能. 歯科衛生学シリーズ歯科予防処置論・歯科保健指導論第2版. 医歯薬出版. 東京. 2026. 22-27. ISBN: 978-4-263-42642-5
- 12) 石黒一美(分担執筆):5章 歯周外科治療 ③歯周外科治療に用いる器具・器材 2. 歯周外科治療の術式別器具・器材, 8章 メインテナンスとサポータティブペリオドンタルセラピー(SPT), 104-108, 158-161 一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会 監修, 歯科衛生学シリーズ 歯周病学第2版, 医歯薬出版株式会社, 東京, 2026, ISBN: 978-4-263-42644-9.

B. 原 著

- 1) 犬飼 順子, 合場 千佳子, 吉田 直美, 池田 亜紀子, 石黒 梓, 古川 絵理

華, 沼部 幸博, 品田 佳世子: 歯科衛生教育の学校区分別実体験レベル解析, 日本歯科医学教育学会, 2025; 41 (2): 23-33, doi: https://doi.org/10.24744/jdea.41.2_23.

- 2) Ito H, Numabe Y, Hashimoto S, Sekino S, Murakashi E, Ishiguro H (16 authors). Evaluation of inflammatory periodontal tissue by detecting the hemoglobin released in gingival crevicular fluid during supportive periodontal therapy. ☆◎◇Odontology Aug 30. doi: 10.1007/s10266-025-01182-6. Online ahead of print. (2026年6月24日参照)

C. 総説・解説

- 1) 池田利恵 (単著): 歯科界の潮流『歯科衛生士・歯科技工士の育成と歯科医師との連携』歯科衛生士の教育と歯科医師との連携, 10-12, 歯学 113 秋季特集号, 2025.
- 2) 田村文誉 (共著): 某歯科大学に所属する学生における食行動や食の困難の実態. 24-31, 三木将生, 水上美樹, 宮城航, 波多野朱里, 戸原雄, 山田裕之, 町田麗子, 菊谷武, 田部絢子, 高橋智. 口腔リハビリ誌. 東京. 2026.

D. 報告 (臨床・症例・研究等)・紀要

- 1) 石黒 梓, 阿部智美, 荒川浩久, 玉木裕子, 合場千佳子, 池田亜紀子, 眞木吉信: 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 流行下における歯科衛生士養成機関の教育に関する実態調査, 日本歯科衛生教育学会雑誌, 2025,16 (2): 122-144.
- 2) 住谷萌々子, 石黒一美, 関口洋子: 短期大学歯科衛生科卒業年次学生の就職に関する意識調査 周術期等口腔機能管理に興味ある学生の特徴, 日口腔保健誌 2025,15 (1): 18-24.

E. 翻訳

記載事項なし

F. 学術雑誌掲載学会講演抄録

- 1) Ayari Furuie, Mayuka Asaeda, Wei Huang, Mizuki Mitsui, Suzuna Shiomizu, Rumi Nishimura, Akiko Ikeda, Sam Li-Sheng Chen, Mariko Naito: 日本と台湾における SNS 利用, eHealth リテラシー, 口腔保健 QOL プロトコル (SNS usage, eHealth literacy, and oral health QOL in Japan-Taiwan: A protocol) (英語), 口腔衛生学会雑誌, 75 増刊, 147, 2025.
- 2) 鈴木 恵, 佐藤 勉: 大型太陽電池付酸化チタン内蔵歯ブラシの口腔清掃効果に関する検証, 日本歯科医師会雑誌, 78 (4), 357, 2025.
- 3) 鈴木 恵, 大嶋依子, 細谷夏実, 桜井四郎, 佐藤 勉: 大型太陽電池付酸化チタン電極内蔵歯ブラシの口腔清掃効果, 日歯衛会誌, 20 (1), 92, 2025.

- 4) 佐藤 勉, 田中とも子, 寺山隼人, 村田貴俊, 井上一彦, 藤巻弘太郎, 鈴木 恵, 清島大資, 菊池憲次, 堀田国元, 吉川敏一, 日本口腔機能水学会誌, 27 (1), 42. 2025.
- 5) 相澤直依, 大島克郎, 池田利恵: 歯科診療所に就業する歯科衛生士の地域分布と関連要因 パネルデータ分析による検証, 日本歯科衛生学会学術大会プログラム集, 20 : 51, 2025.
- 6) 相澤直依, 大島克郎: 歯科診療所に就業する歯科衛生士数の推移の地域差とその関連要因, 日本公衆衛生学会総会抄録集, 84 : 75, 2025.
- 7) 大島克郎, 相澤直依, 山下万美子, 林田尚斗, 田中とも子: 歯科医師数の変化は地域の社会経済状況の動態と関連しているのか, 社会歯科学会雑誌, 18 (1) : 62, 2025.
- 8) 石黒一美, 添野雄一, 前野雅彦, 永浦まどか, 相澤直依, 森永康平, 五十嵐勝, 河合泰輔: 歯科医学教育の新たな取り組み 「対話型鑑賞」を取り入れたプロフェッショナルリズム教育, 日本歯科医師会雑誌, 78 (4) : 369, 2025.
- 9) 大島克郎, 相澤直依, 山下万美子, 田中とも子: 地域別における歯科医師数の動態と経済状況との関連 パネルデータ分析による検証, 日本歯科医療管理学会雑誌, 60 (1) : 33, 2025.
- 10) 村樫悦子, 鈴木麻美, 石黒一美, 和田祐季, 齊藤仁志, 沼部幸博. Nd : YAG レーザー照射による歯周組織培養細胞への生物学的効果. 日本歯科医師会雑誌, 78 (4) : 355, 2025.
- 11) 村樫悦子, 五十嵐 (武内) 寛子, 石黒一美, 沼部幸博. 歯科医師に対する歯科用レーザー実習を組み込んだ卒後研修会報告および実習後のアンケート調査結果について. 日レ歯誌, 35 (2-3) : 52, 2026.
- 12) 田谷雄二, 田中とも子, 田代有美子, 滑川初枝, 石黒一美. 協同学習を取り入れた深化型 PBL の教育的効果. 医学教育, 56 (Suppl) : 401, 2025.
- 13) 横倉みどり, 小倉千幸, 遠藤眞美, 荒木萌花, 江田幸代, 倉持恵美, 中村広恵, 山岸敦, 鈴木誠太郎, 高柳篤史: 歯ブラシの磨き心地に関する研究第2報 因子分析による解析, 日本歯科衛生学会雑誌, 20 (1) : 89, 2025.
- 14) 荒木萌花, 小倉千幸, 遠藤眞美, 伊藤 梓, 倉持恵美, 中村広恵, 奈良小百合, 横倉みどり, 高柳篤, 史山岸敦: 口腔保健領域の検索用語に対するCOVID-19 流行の影響, 日本歯科衛生学会雑誌, 20 (1) : 83, 2025.

G. 講演

1. 特別講演・シンポジウム等での講演 記載事項なし

2. 講演会・研究会・研修会等での講演

- 1) 鈴木 恵: これから歯周病治療を始めるあなたに～プロローピングも SRP もこんなに簡単～, モリタ友の会セミナー, 東京, 2025 年 7 月 17 日, 10 月

- 23 日，2026 年 3 月 12 日．
- 2) 石黒一美．今日、この場所で。あなたと私で紡ぐ「ことば」の力～対話型鑑賞から考える地に足のついたコミュニケーションとは～，第 57 回日本医学教育学会大会，秋田，2025 年 7 月 26 日．
 - 3) 水上美樹：2025 年度歯科衛生士専任教員講習会Ⅰ 口腔健康管理．一般社団法人全国歯科衛生士教育協議会，神奈川県，2025 年 7 月 29 日．
 - 4) 飯島瑤子：2025 年度歯科衛生士専任教員講習会Ⅲ 歯科衛生学教育法①②・歯科衛生学 1～3，一般社団法人全国歯科衛生士教育協議会，新潟，2025 年 8 月 21 日，22 日．
 - 5) 鈴木 恵，：プロローピングと SRP，令和 7 年度未就業歯科衛生士復職支援研修会，千葉，2025 年 10 月 19 日．2026 年 2 月 8 日．
 - 6) 水上美樹：知的障害の摂食嚥下．工房アミ内部研修会．東京都．2025 年 10 月 29 日．
 - 7) 水上美樹：摂食嚥下訓練．日本歯科衛生士会令和 7 年度認定歯科衛生士セミナー 摂食嚥下リハビリテーションコース．東京都．2025 年 11 月 23 日．
 - 8) 水上美樹：食事介助の方法と間接訓練．第 7 回小児在宅歯科医療研究会学術大会 in Tokyo．東京都．2025 年 11 月 30 日．
 - 9) 水上美樹：スペシャルニーズ歯科を知ろう．東京都歯科衛生士会主催 2025 年度 DH-KEN アドバンス研修会．東京．2026 年 1 月 25 日．
 - 10) 水上美樹：学校給食に役立てるための安全な食形態を学ぶ．令和 7 年度自立活動教諭（専門職）研究協議会第 2 回全体会．神奈川県．2026 年 2 月 2 日．
 - 11) 水上美樹：障がい児・者の口腔ケアー障がい特性を考慮したケアー．町田市歯科保健研修会（障がい者施設職員対象）研修会．東京．2026 年 2 月～3 月（web 配信）．